
第 I 部 震災編

Ⅰ 外出者の行動ルール

(本文 29, 537 頁)

ア おやみに移動を開始しない。

イ まず安否確認をする。

災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話災害用伝言板等を活用し，家族や職場と連絡を取り，冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ウ 正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し，状況に応じて，どのような行動（帰宅，一時移動，待機など）が安全なのか自ら判断する。

エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

一時待機できる屋内施設においては，要配慮者(高齢者，乳幼児，障害者，妊産婦など)を優先して収容する。

2 地震 そのとき 10のポイント

(本文 65, 118, 347 頁)

<地震時の行動>	地震だ！ まず身の安全 ・揺れを感じたり，緊急地震速報を受けた時は，身の安全を最優先に行動する。 ・丈夫なテーブルの下や，物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ，揺れがおさまるまで様子を見る。 【高層階（概ね10階以上）での注意点】 ・高層階では，揺れが数分続くことがある。 ・大きくゆっくりとした揺れにより，家具類が転倒・落下する危険に加え，大きく移動する危険がある。
<地震直後の行動>	落ちついて 火の元確認 初期消火 ・火を使っている時は，揺れがおさまってから，あわてずに火の始末をする。 ・出火した時は，落ちついて消火する。 あわてた行動 けがのもと ・屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。 ・瓦，窓ガラス，看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。 窓や戸を開け 出口を確保 ・揺れがおさまった時に，避難できるよう出口を確保する。 門や塀には 近寄らない ・屋外で揺れを感じたら，ブロック塀などには近寄らない。
<地震後の行動>	火災や津波 確かな避難 ・地域に大規模な火災の危険がせまり，身の危険を感じたら声を掛け合い，一時集合場所や避難場所に避難する。 ・沿岸部や川沿いでは，大きな揺れを感じたり，津波警報が出されたら，高台などの安全な場所に素早く避難する。 正しい情報 確かな行動 ・行政，放送局，鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否 ・わが家の安全を確認後，近隣の安否や出火の有無をお互いに確認し合う。 協力し合って 消火・救出・応急救護 ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し，救出・救護する。 避難の前に 安全確認 電気・ガス ・避難が必要な時には，復電時の電気機器のショートなど，通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため，ブレーカーを切り，ガスの元栓を締めてから避難する。

(出典：東京消防庁ホームページ)

3 地震に対する10の備え

(本文 65, 118 頁)

<身の安全の備え>	家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう ・家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておく。 ・けがをしたり、避難に支障のないように家具を配置しておく。
	けがの防止対策をしておこう ・散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。 ・停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。 ・食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。
	家屋や塀の強度を確認しておこう ・家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。 ・ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないよう補強しておく。
<初動対応の備え>	消火の備えをしておこう ・火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置き（溺れ防止のため子どもだけで浴室に入れないようにする）をしておく。
	火災発生の早期発見と防止対策をしておこう ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。 ・普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。 ・電気やガスに起因する火災発生を抑制するため感震ブレーカー（分電盤型）などの防災機器を設置しておく。
	非常用品を備えておこう ・非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。 ・冬の寒さなど、季節を考慮した用品を備えておく。 ・車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。 ・スマートフォンの予備バッテリー（PSE マーク付）など、必要な電源を確保しておく。
<確かな行動の備え>	家族で話し合っておこう ・地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。 ・外出中に家族が帰宅困難になったり、離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所を決めておく。 ・家族で避難場所や避難経路を確認しておく。 ・台風等の風水害が同時期に発生した場合を想定しておく。 ・普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。
	地域の危険性を把握しておこう ・自宅や学校、職場周辺を実際に歩き、災害時の危険箇所や役立つ施設を把握し、自分用の防災マップを作っておく。 ・自治体の防災マップ等で、自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。
	防災知識を身につけておこう ・新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。 ・消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。 ・大きな地震の後に同程度の地震が発生する可能性があることを理解しておく。
	防災行動力を高めておこう ・日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身に付けておく。

(出典：東京消防庁ホームページ)

4 市内の高圧ガス貯蔵施設

(本文 122 頁)

高圧ガス貯蔵施設

事業所名称	所在地 電話番号
島田理化工業株式会社	〒182-0014 柴崎2-1-3 042-481-8510
国立大学法人電気通信大学 大学会館	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5059
国立大学法人電気通信大学 総合研究棟	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5059
国立大学法人電気通信大学 東31号館	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5579
株式会社巴商会 調布営業所	〒182-0034 下石原1-14-3 042-487-0411
ユニオンメディカル株式会社	〒182-0034 下石原1-41-10 042-443-2733

(R02.9月末)

5 災害時臨時離着陸場候補地

(本文 147 頁)

施設名	所在地	確保面積 (㎡) "	現況	ランデブー ポイント(※)	備考
多摩川河川敷第1区(鶴川街道の上流左岸)	布田町無番地	8,250	河川敷		
多摩川河川敷第2区(京王閣の南)	布田町無番地	22,400	河川敷		
多摩川河川敷第3区(多摩川自然観察緑地)	布田町無番地	13,800	河川敷		
調布市民野球場	染地 2-43-1	9,975	野球場		東京慈恵会医科大学附属第三病院
調布市立調布中学校校庭	富士見町 4-17-1	7,150	小中校庭		
調布市立第八中学校校庭	仙川町 2-15-2	8,500	小中校庭		
調布市立第四中学校校庭	若葉町 3-15-1	7,225	小中校庭		
調布市立第三中学校校庭	染地 3-2-7	6,600	小中校庭		
調布市立神代中学校校庭	佐須町 5-26-1	4,750	小中校庭		
調布市立布田小学校校庭	染地 1-1-85	3,750	小中校庭		
調布市立第三小学校校庭	上石原 2-19-13	3,575	小中校庭		
調布市立北ノ台小学校校庭	深大寺北町 2-41-1	3,025	小中校庭		
都立神代植物公園芝生広場	深大寺元町 5-31	8,800	広場		
調布市民大町スポーツ施設大運動場	菊野台 3-27-4	2,520	運動場		
調布市立八雲台小学校校庭	八雲台 1-1-1	3,600	小中校庭		
調布市立上ノ原小学校校庭	柴崎 2-26-1	3,250	小中校庭		
調布市立調和小学校校庭	西つつじヶ丘 4-22-6	2,700	小中校庭		
調布市立緑ヶ丘小学校校庭	緑ヶ丘 2-16-1	2,600	小中校庭		
調布市立杉森小学校校庭	染地 2-25-4	3,150	小中校庭		
調布市立国領小学校校庭	国領町 8-1-55	4,000	小中校庭		
調布市立第五中学校校庭	上石原 3-27-1	3,600	小中校庭		
調布市立第七中学校校庭	八雲台 2-16-1	3,000	小中校庭		

※ランデブーポイント・・・ドクターヘリと救急車が合流し患者を引継ぐ場所としてあらかじめ登録している施設

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編
(調布エリアのみ抜粋)

6 緊急輸送道路等一覧表

(本文 147 頁)

○特定緊急輸送道路

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和 5 年度改定）)

番号	路線名		区 間 地 点	路線延長
1	特定	中央自動車道	市内全線	4.8km
2	特定	甲州街道	市内全線	8.3km
3	特定	東八道路	野水 2 丁目 1 番地～野水 2 丁目 3 番地	0.7km
4	特定	東八道路	深大寺北町 6 丁目 53 番地～深大寺北町 6 丁目 55 番地	0.1km
5	特定	東八道路	深大寺北町 4 丁目 28 番地～深大寺東町 7 丁目 46 番地	0.4km
6	特定	スタジアム通り	飛田給 1 丁目 34 番地～西町 (甲州街道～調布飛行場西側府中境)	0.6km
7	特定	鶴川街道	市内全線	2.2km
8	特定	品川通り	下石原 3 丁目 59 番地～小島町 2 丁目 40 番地 (鶴川街道～小島町 3 丁目交差点)	0.5km
9	特定	市役所前通り	小島町 2 丁目 40 番地～小島町 2 丁目 35 番地 (小島町 3 丁目交差点～調布市役所前)	0.2km
10	特定	三鷹通り	布田 2 丁目 11 番地～深大寺東町 8 丁目 33 番地 (甲州街道～三鷹境)	3.3km

※番号は、「資料 7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和 5 年度改定）に対応しています。

○一般緊急輸送道路

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）)

番号	路線名	区間地点	路線延長
11	一般 東八道路	深大寺東町7丁目46番地～深大寺東町7丁目50番地	0.3km
12	一般 神代植物公園通り	深大寺元町5丁目39番地～深大寺東町1丁目1番地	1.1km
13	一般 旧甲州街道	小島町1丁目24番地～小島町1丁目12番地 (鶴川街道～調布駅西交差点)	0.4km
14	一般 都道120号線	小島町1丁目12番地～小島町1丁目35番地 (調布駅西交差点～調布市役所前)	0.3km
15	一般 国の緊急河川敷路線	多摩川5丁目36番地付近～府中境 (多摩川河川敷)	1.6km
16	一般 国の緊急河川敷路線	染地2丁目43番地付近～染地3丁目1番地付近 (多摩川河川敷)	0.8km
17	一般 天文台通り	市内全線	1.1km
18	一般 武蔵境通り	市内全線	3.0km
19	一般 狛江通り	国領町1丁目44番地～国領町7丁目74番地 (旧甲州街道～慈恵病院)	1.0km
20	一般 旧甲州街道	国領町2丁目3番地～国領町2丁目18番地 (狛江通り～甲州街道)	0.3km
21	一般 上ノ原通り	西つつじヶ丘1丁目1番地～柴崎1丁目55番地 (甲州街道～共進倉庫)	0.6km
22	一般 松原通り	若葉町2丁目1番地～入間町2丁目7番地 (桐朋学園前交差点～野川大橋南側狛江境)	1.5km
23	一般 都道118号線	若葉町2丁目1番地～仙川町1丁目52番地 (桐朋学園前交差点～日向通り)	0.1km
24	一般 日向通り	仙川町1丁目52番地～仙川町3丁目9番地	0.5km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

○緊急道路障害物除去路線

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）)

番号	路線名	区間地点	路線延長
25	神代植物公園通り	深大寺東町1丁目1番地～西つつじヶ丘1丁目29番地（三鷹通り～甲州街道）	2.2km
26	原山通り	深大寺東町2丁目8番地～佐須町5丁目24番地	0.6km
27	-	佐須町5丁目24番地～柴崎1丁目55番地（原山通り～共進倉庫）	0.1km
28	都道114号線	仙川町3丁目2番地～緑ヶ丘1丁目4番地（甲州街道～三鷹境）	0.5km
29	佐須街道	富士見町3丁目24番地～佐須町1丁目25番地（武蔵境通り～三鷹通り）	1.1km
30	品川通り	小島町2丁目40番地～西つつじヶ丘4丁目19番地（小島町3丁目交差点～神代団地交差点）	3.4km
31	-	多摩川5丁目36番地～多摩川6丁目3番地（多摩川河川敷～調布南高校前交差点）	0.3km
32	桜堤通り	多摩川6丁目3番地～染地2丁目35番地（調布南高校前交差点～三中通り）	1.6km
33	国の緊急河川敷路線	多摩川7丁目19番地付近～染地2丁目43番地付近（多摩川河川敷）	1.1km
34	国の緊急河川敷路線	染地3丁目1番地付近～狛江境（多摩川河川敷）	0.2km
35	三鷹通り	布田2丁目11番地～布田2丁目13番地（甲州街道～旧甲州街道）	0.2km
36	布田南通り	布田2丁目13番地～染地1丁目21番地（旧甲州街道～桜堤通り）	1.4km
37	-	国領町5丁目2番地～国領町5丁目60番地（布田南通り～多摩川総合病院～品川通り）	0.8km
38	三中通り	染地2丁目35番地～染地3丁目3番地（桜堤通り～第三中学校前交差点）	0.4km
39	多摩川住宅中央通り	染地3丁目3番地～染地3丁目1番地（第三中学校前交差点～多摩川住宅交番前交差点）	0.4km
40	染地通り	染地3丁目1番地～国領町7丁目31番地（多摩川住宅交番前交差点～品川通り）	0.7km
41	-	菊野台3丁目24番地～菊野台3丁目32番地（品川通り・菊野台3丁目交差点～市道東52号線）	0.1km
42	-	菊野台3丁目32番地～菊野台3丁目27番地（市道東51号線～大町スポーツセンター）	0.1km
43	-	西つつじヶ丘4丁目19番地～西つつじヶ丘4丁目23番地（神代団地交差点～市道東145号線）	0.6km
44	-	西つつじヶ丘4丁目23番地～入間町2丁目6番地（神代団地北東～松原通り）	0.5km
45	中央学園通り	入間町2丁目1番地～入間町1丁目44番地（松原通り～東日本電信電話(株)中央研修センター）	0.4km
46	松原通り	仙川町3丁目11番地～入間町1丁目15番地	1.1km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

○緊急交通路

(出典：調布市道路白書（令和5年2月）)

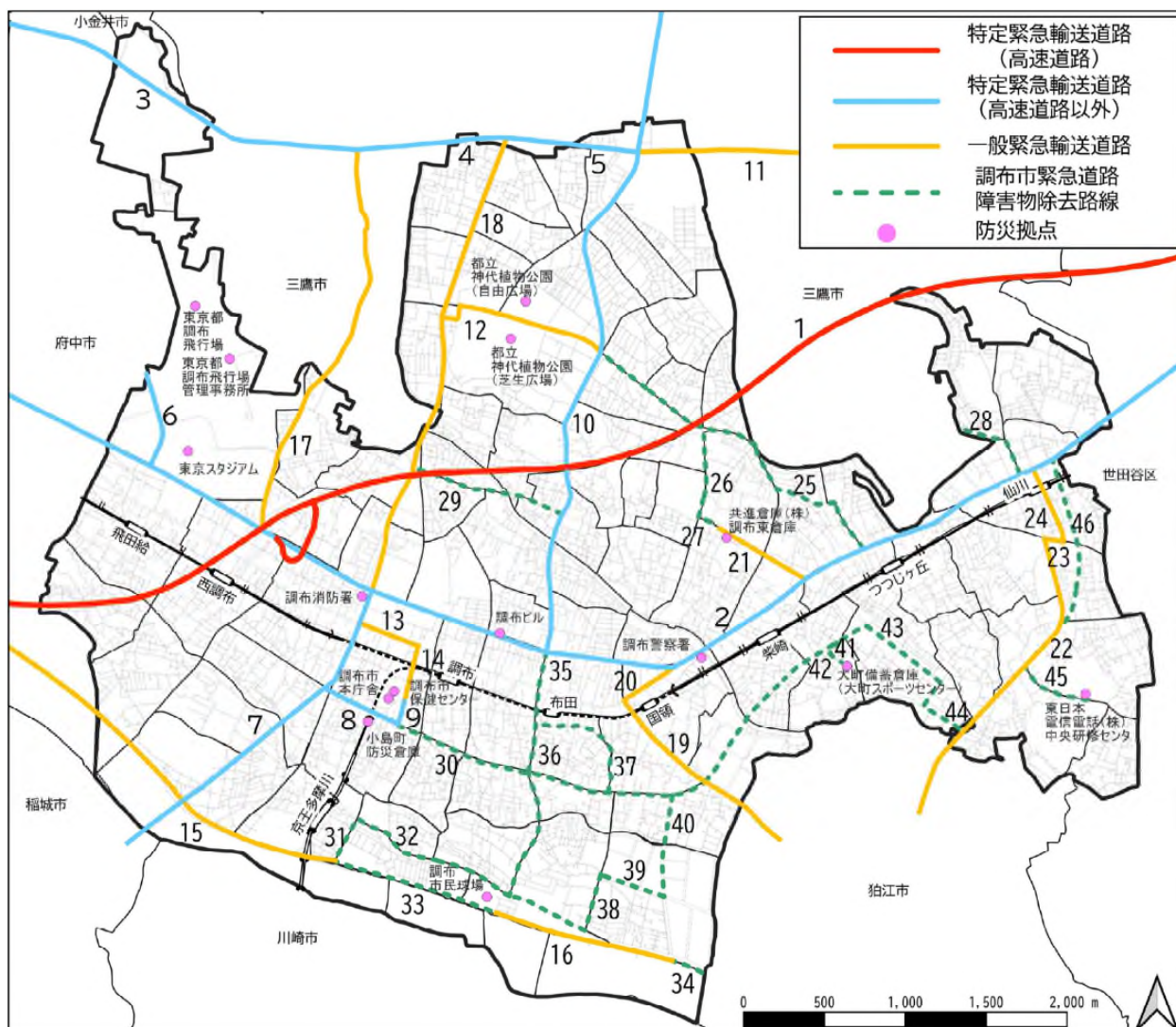
番号	路線名		区間地点	路線延長
1	特定	中央自動車道	市内全線	4.8km
2	特定	甲州街道	市内全線	8.3km
3	特定	東八道路	野水2丁目1番地～野水2丁目3番地	0.7km
4	特定	東八道路	深大寺北町6丁目53番地～深大寺北町6丁目55番地	0.1km
5	特定	東八道路	深大寺北町4丁目28番地～深大寺東町7丁目46番地	0.4km
10	特定	三鷹通り	布田2丁目11番地～深大寺東町8丁目33番地 (甲州街道～三鷹境)	3.3km
11	一般	東八道路	深大寺東町7丁目46番地～深大寺東町7丁目50番地	0.3km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

7 市内の緊急輸送道路等路線図

(本文 147 頁)

(出典：調布市耐震改修促進計画(令和 5 年度改定))



※ 1 番号は、「資料 6 緊急輸送道路等一覧表」及び調布市耐震改修促進計画(令和 5 年度改定)に対応しています。

※ 2 緊急交通路(出典：調布市道路白書(令和 5 年 2 月))は 1, 2, 3, 4, 5, 10, 11 番と同様の区間です。

8 取水施設

(本文 148 頁)

東京都水道局の取水施設

地区名	名 称	所 在	施設能力	受電方法
東	仙川水源	仙川町 3 - 6	550 m ³	配水所
	緑ヶ丘水源	緑ヶ丘 2 - 22	2,050 m ³	直接
西	上石原一号水源	上石原 1 - 32	2,050 m ³	配水所
	上石原二号水源	上石原 2 - 19	2,260 m ³	直接
	飛田給一号水源	飛田給 1 - 9	1,230 m ³	直接
	飛田給二号水源	飛田給 2 - 41	2,050 m ³	直接
	上石原三号水源	上石原 3 - 24	9,300 m ³	直接
	飛田給三号水源	飛田給 3 - 39	6,980 m ³	直接
	上石原四号水源	上石原 3 - 39	6,980 m ³	直接
北	深大寺南町一号水源	深大寺南町 5 - 56	1,910 m ³	配水所
	深大寺北町一号水源	深大寺北町 2 - 43	1,160 m ³	直接
	深大寺東町一号水源	深大寺東町 6 - 27	960 m ³	直接
	深大寺東町二号水源	深大寺東町 4 - 22	1,370 m ³	直接
	深大寺南町二号水源	深大寺南町 4 - 26	1,370 m ³	直接
	深大寺東町三号水源	深大寺東町 7 - 32	1,370 m ³	直接
	深大寺北町二号水源	深大寺北町 1 - 9	820 m ³	直接
	深大寺南町三号水源	深大寺南町 5 - 56	1,370 m ³	配水所
	深大寺元町水源	深大寺元町 5 - 16	1,780 m ³	直接
水源施設 18 か所	深 井 戸		浅 井 戸	
	井 戸 口 径	φ 200 ~ 350 m m	φ 5,000 m m	
	井 戸 深 度	150 ~ 200 m	10.4 ~ 10.8 m	

9 大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

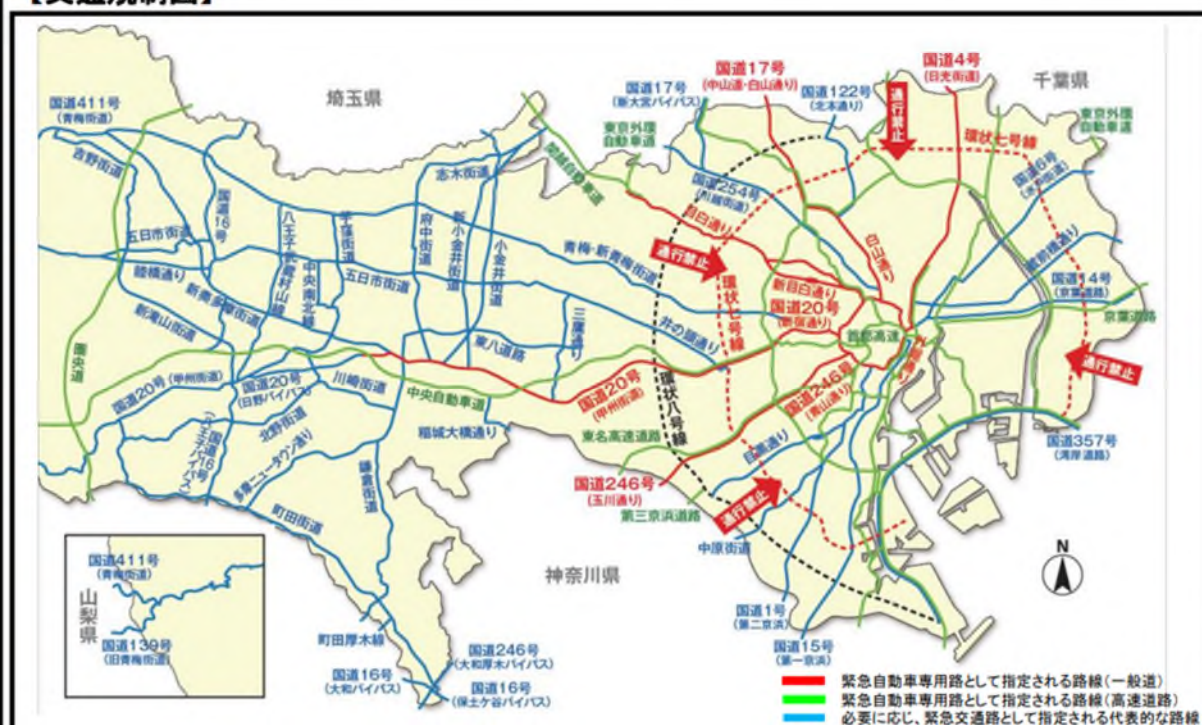
（本文 159 頁）

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
 - 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
 - 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 国道4号(日光街道他) | 国道17号(中山道・白山通り他) |
| 国道20号(甲州街道他) | 国道246号(青山通り・玉川通り) |
| 目白通り・新目白通り | 外環通り |
| 高速自動車国道・首都高速道路等 | |
- 4 都内に極めて大きな被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

国道1号	国道4号	国道14号	国道10号
新大塚バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・奥多摩街道	赤羽街道・五反田街道・池袋街道	目黒通り
東武東上線	国道16号	国道20号	国道130号
大宮駅南バイパス	環状八号線他	東八通り	小金井街道
府中・東本街道	鎌倉街道	川崎街道	新大塚街道
幸手街道	町田街道	町田厚木線	八王子・武蔵野線
三浦通り	中央防犯路	多摩ニュータウン通り	横浜・鶴見・磯子街道
北野街道	新小金井街道	国道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

10 大震災（震度6弱以上）が発生したら ～警視庁からのお願い～

（本文 159 頁）

大震災（震度6弱以上）が発生したら ～警視庁からのお願い～	
大震災発生後は、新たに自動車を使用しないでください。	
大震災発生時、運転中の方は次のように行動してください。	
1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止してください。 2 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動してください。 3 高速道路を通行中の自動車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動してください。 4 引き続き自動車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所に移動をしてください。 5 特に、高速道路を含む7路線（高速道路、国道4号、国道17号・白山通り、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り）は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となりますので、速やかに移動をしてください。 6 環状7号線から、都心方向には入らないでください。 7 目的地に到着した後は、自動車を使用しないでください。	
大震災発生時は、人命救助や消火活動のため、次の交通規制が実施されます。	
第一次交通規制	1 環状7号線から、都心方向への車両の通行が禁止となります。なお、環状7号線は、う回路として通行できます。 2 次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となります。
	緊急自動車専用路（7路線） 高速道路、国道4号、国道17号・白山通り、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り
第二次交通規制	1 復旧活動等に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」が指定されます。 2 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）以外は通行できません。 緊急交通路として指定される予定路線（35路線） 上記「緊急自動車専用路」の7路線、国道1号、国道6号、国道14号、国道15号、新大宮バイパス、北本通り、国道254号、国道357号、中原街道、青梅・新青梅街道、井の頭通り・五日市街道・睦橋通り、目黒通り、蔵前橋通り、国道16号、日野バイパス、国道139号、大和厚木バイパス、稲城大橋通り、東八道路、小金井街道、府中街道・志木街道、鎌倉街道、川崎街道、新奥多摩街道、芋窪街道、町田街道、町田厚木線、八王子武蔵村山線、三鷹通り、中央南北線、多摩ニュータウン通り、新滝山・滝山街道・吉野街道、北野街道、新小金井街道、都道256号（甲州街道）

11 災害救助法の適用基準等

(本文 235, 432 頁)

1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都における具体的な適用基準は次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用できる。

- (1) 市内の住家の100世帯以上が滅失した場合
- (2) 都内の住家の2,500世帯以上が滅失し、そのうち市内の住家が50世帯以上である場合
- (3) 都内の住家の12,000世帯以上が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域で発生する等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し。その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

3 救助法適用手続（市長・総合防災安全課）

(1) 災害に際し、市における災害が、前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告し、救助法の適用を要請する。

(2) 救助法の適用を都知事に要請する場合は、東京都総務局災害対策部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害状況

ウ 適用を要請する理由

エ 必要な救助の種類

オ 適用を必要とする期間

カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

キ その他必要な事項

4 救助の種類・方法

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- (3) 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

12 災害報告様式

(本文 159, 235 頁)

No.1 被害概況速報

地区名

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 地 区								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	そ の 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

災害報告様式

No.2 被害状況調

区市町村名

被害の状況			地区名	地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
		災害発生年月日			年 月 日			

災害報告様式
No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時発生

区市町村名

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

災害報告様式

No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分				員 数	単 価	金 額	備 考
I 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
(1)	避難所設置費	避難所		延人			
		福祉避難所		延人			
		ホテル・旅館など		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸			
		賃貸型応急住宅		戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		戸			
		計		戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費		延人				
(4)	飲料水供給費						
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与費	全壊（焼）流出		世帯			
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療及び助産費	医療		延人			
		助産		延人			
		計		延人			
(7)	被災者の救出費		人				
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上		世帯			
		準半壊		世帯			
		計		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯				
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校等生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
計		人					
(11)	埋葬費	大		人	体		
		小		人	体		
		計		人	体		
(12)	死体の捜索費		体				
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			
		一時保存		体			
		検案		体			
		計		体			
(14)	障害物の除去費		世帯				
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等雇上費						
2	実費弁償		人				
3	扶助金		件				
4	損失補償		件				
5	法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費							
1	都道府県事務費						
2	市町村事務費						
3	法第20条第1項の求償に係る事務費						
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費						
(合 計)							

災害報告様式
別表 世帯構成員別被害状況

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)														
床上浸水														

13 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

（本文 235, 473 頁）

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	区市町村 責任者氏名 印
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
No. _____ _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分					
員 数 （ 世 帯 ）					
品 目 （ 数 量 ・ 金 額 ）					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

報告機関				受信機関					
送信者				受信者					
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在			
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日 よりの繰越量		点		
		閉鎖予定日	月 日						
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼) 流失	世帯数	()世帯	
		収容人員	人				世帯数	点	
	野外仮設	箇所数	箇所		半壊半焼 床上浸水	世帯数	()世帯		
		収容人員	人			世帯数	点		
						翌日への繰越量		点	
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班	
		終了予定日	月 日			救助地区			
	炊出し箇所数		箇所			診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人				助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所	
		夜	人				診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所		
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日		
	供給水量		ℓ		救出地区				
	給水期間	開始月日	月 日		被災者救出	救助した人員		人	
		終了予定日	月 日			今後救出を要する人員		人	
	給水方法					救出終了予定月日		月 日	
						救出の方法			

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の搜索	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊(焼)世帯	()人点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人点			死体縫合	体
						死体消毒	体
	中学生	全壊(焼)世帯	()人点		死体保存	既存建物利用	ヶ所
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人点			仮設建物	ヶ所
		高校生	全壊(焼)世帯		()人点	死体処理機関	
	半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		()人点		今後処理を要する死体		体
	翌日への繰越量		点		死体処理終了予定月日		月 日
	埋葬	前日までの埋葬			点	障害物の除去	要障害物除去戸数
本日埋葬		大人	体	本日除去した戸数			(計戸) 戸
		小人	体	今後除去する戸数			戸
		計	体	除去終了予定月日			月 日
翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用		台	
埋葬終了予定月日		体		借上車使用		台	
死体の搜索	搜索地区			救助の種類			
	死体	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
		今後の要搜索死体	体				
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数		
搜索終了予定月日		月 日	従事作業				
仮設住宅	着工月日	戸 月 日			その他		
	竣工月日	戸 月 日					
住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				
	竣工月日	戸 月 日					

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項 目	救 助 措 置				救助費（千円）
福祉局	避 難 所	力所・人				
住宅政策本部	応 急 仮 設 住 宅	戸				
福祉局	炊 出 し	力所・人				
水道局	飲 料 水	人				
福祉局	被 服 寝 具 等	全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯				
保健医療局	医 療	救 護 班	病院診療所	診療人員	人	
	助 産	班	力所	人		
総務局	救 助	人				
住宅政策本部	住 宅 の 修 理	戸				
教育庁	学 用 品	教科書	小学生	人	小学生	人
			中学生	人	中学生	人
建設局	埋 葬	大人 体 小人 体				
総務局	死 体 捜 索					
保健医療局	死 体 の 処 理	洗 浄	消 毒	保 存	検 案	
		体	体	体	体	
建設局	障 害 物 の 除 去	戸				
各局	輸 送	人				
	人 夫					
	法第34条の 補償					
	事 務 費					

（注）報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

14 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）

（本文 236，473 頁）

災害救助法施行細則（令和 6 年東京都規則第 28 号）による

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
避難所の設置	1 避難所は，災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は，学校，公民館等既存建物の利用を原則とするが，これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し，天幕を設営し，又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては，避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により，ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し，これを供与することができる。	1 避難所設置のため支出できる費用は，避難所の設置，維持及び管理のための賃金職員等雇上費，消耗器材費，建物の使用謝金，器物の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費及び仮設便所等の設置費とし 1 人 1 日当たり 340 円とする。 2 高齢者，障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合，特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	避難所を開設できる期間は，災害発生の日から 7 日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は，住家が全壊し，全焼し，又は流失し，居住する住家がない者であつて，自らの資力では住家を得ることができないものに，建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)，民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては，原則として，公有地を利用するものとする。ただし，これら適当な公有地を利用することが困難な場合は，民有地を利用することを可能とする。 (2) 1 戸当たりの規模は，応急救助の趣旨を踏まえ，地域の実情，世帯構成等に応じて設定し，その設置のために支出できる費用は，設置に係る原材料費，労務費，附帯設備工事費，輸送費及び建築事務費等の一切の経費として，6,775,000 円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は，居住者の集会等に利用するための施設を設置でき，50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し，高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は，当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は，世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし，その借上げの	1 建設型応急住宅の設置については，災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。 2 賃貸型応急住宅は，災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ，提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は，完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限内とする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間																																						
		ために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手 数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。																																							
炊出しその他による食品の給与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230 円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7 日以内とする。																																						
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7 日以内とする。																																						
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり下表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。 1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10 日以内とする。																																						
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人 増す毎に 加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏期</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬期</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏期</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬期</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増す毎に 加算	全壊 全焼 流失	夏期	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬期	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏期	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬期	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増す毎に 加算																																		
全壊 全焼 流失	夏期	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																		
	冬期	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																		
半壊 半焼 床上浸水	夏期	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																		
	冬期	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																		
医療	1 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、き	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14 日以内とする。																																						

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	ゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 3 医療は次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護		
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 5 万円以内とする。	住家の被害を防止するための緊急修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わ	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次の額以内とする。 1 2 に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内)に完了するものとする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	ければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者		る。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に對して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4,800円 中学校生徒1人につき5,100円 高等学校等生徒1人につき5,600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つば及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり 5,500 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 138,700 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする(ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり)。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

15 調布市消防団

(本文 219 頁)

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

団 名	配置人員	主 要 資 器 材		
		ポンプ車	可搬式ポンプ	計
本 団	4	0	1	1
第 1 分団	20	1	2	3
第 2 分団	18	1	2	3
第 3 分団	20	1	2	3
第 4 分団	20	1	2	3
第 5 分団	20	1	2	3
第 6 分団	20	1	2	3
第 7 分団	19	1	2	3
第 8 分団	15	1	2	3
第 9 分団	20	1	2	3
第 10 分団	20	1	2	3
第 11 分団	9	1	2	3
第 12 分団	20	1	2	3
第 13 分団	20	1	2	3
第 14 分団	20	1	2	3
第 15 分団	20	1	2	3
計	285	15	31	46

16 消防水利の現況

(本文 219 頁)

(単位：箇所)

区分 種別		4 年度			5 年度			6 年度		
		設置数	内訳		設置数	内訳		設置数	内訳	
			公設	私設		公設	私設		公設	私設
消 火 栓		2,055	2,016	39	2,054	2,015	39	2,058	2,015	43
防 火 水 槽		685	356	329	690	356	334	691	356	335
内 訳	100 m ³ 以上	122	66	56	124	66	58	124	66	58
	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	550	279	271	553	279	274	554	279	275
	40 m ³ 未満	13	11	2	13	11	2	13	11	2
受 水 槽		24	0	24	24	0	24	24	0	24
プ ー ル		42	24	18	42	24	18	42	24	18
貯 水 池		5		5	5		5	5		5
池		3		3	3		3	3		3
河 川		8		8	8		8	8		8
合 計		2,822			2,826			2,831		

(市令和 6 年 4 月 1 日現在)

17 都に対する協力要請

(本文223頁)

1 災害救助法の適用を求める要請

「震災編 第2部第5章第5節 具体的な取組＜応急対策＞6（1）災害救助法の適用」参照

2 被災者の他地区への移送要請

- (1) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (2) 移送を必要とする被災者の数
- (3) 希望する移送先
- (4) 被災者の収容を要する期間
- (5) その他必要な事項

3 都各部への応援要請又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）

- (1) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を希望する物資、資器材等の品名及び数量
- (3) 応援（応急措置）を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (5) その他必要な事項

4 自衛隊災害派遣の斡旋を求める要請

「震災編 第2部第5章第5節 具体的な取組＜応急対策＞3（3）才自衛隊への災害派遣要請」参照

5 他区市町村又は関係防災機関の応援の斡旋を求める要請

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する物資、資器材等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

6 関係防災機関の職員の派遣の斡旋を求める場合

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他参考となるべき事項

7 日本放送協会及び民間放送の放送依頼の斡旋を求める要請

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時及び送信系統

(4) その他必要な事項

【参考】 東京都の災害時等における放送要請に関する協定

①「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月1日

甲 東京都知事 鈴木 俊一
乙 日本放送協会会長 坂本 朝一

同文の協定

昭和 55 年 12 月 1 日	乙	株式会社東京放送取締役社長	山 西 由 之
	乙	株式会社文化放送取締役社長	岩 本 政 敏
	乙	株式会社ニッポン放送取締役社長	石 田 達 郎
	乙	株式会社ラジオ関東取締役社長	遠 山 景 久
	乙	株式会社エフエム東京取締役社長	大 野 勝 三
	乙	日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小 林 与三次
	乙	株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅 野 賢 澄
	乙	全国朝日放送株式会社取締役社長	高 野 信
	乙	株式会社東京 12 チャンネル取締役社長 (現 株式会社テレビ東京)	中 川 順
昭和 56 年 1 月 10 日	乙	株式会社日本短波放送取締役社長 (現 株式会社日経ラジオ社)	安 藤 蕃
平成 2 年 7 月 30 日	乙	株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾 山 克 巳
同文の協定			
平成 8 年 1 月 31 日	甲	東 京 都 知 事	青 島 幸 男
	乙	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役社長	藤 森 鐵 雄
平成 8 年 4 月 30 日	乙	エフエムインターウェーブ株式会社取締役社長	竹 内 經 輝

②「災害時等における放送要請に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部局政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部局政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部局政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部局政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部局政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な

限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに知事本部政策部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第 10 知事本部局長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第 96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第 706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第 240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第 5号)

一部改正 平成8年7月16日(8政政総第 6号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第 86号)

【参考】東京都の災害時における放送要請に関する協定

(アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送を要請する事項
- (3) その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使用者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙は AFN ラジオチーフを連絡者として定める。

(雑 則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から 10 年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限 60 日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本部長 前川耀男

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク (AFN) 東京局長キース V.レブリング

2003.3.13

(英文略)

18 受援応援に関する様式

(本文222, 223頁)

応援要請シート（区市町村）					様式1-1
作成日時 年 月 日 時 分					
区市町村名					
業務名					
分類		一般職 ・ 専門職			
応援要請期間		マネジメント職員※	一般職員	その他 (必要に応じて、以下備考欄に内容記入)	
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
※マネジメント職員：課長級相当					
集合場所（施設名・住所）					
活動場所（施設名・住所） ※集合場所と異なる場合のみ記入					
業務内容					
応援職員に求める要件		有	職種 資格 経験		
		無			
必要物品（資機材等）		有	内容		
		無			
業務マニュアル		有 ・ 無			
備考 (夜間対応が必要な場合、業務に係る 留意事項がある場合、上記の補足 等)					
内容の 問合せ先	担当部署			担当者名	
	電話番号			防災行政無線番号	
	メールアドレス				
<都災害対策本部処理欄>					
クロノロジーNo.					
結果報告	応援職員数				
	派遣元所属				
	備考				

様式2

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受入れをする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに人員を受け入れる都度作成する。
- ◆ 都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）への報告は「受援状況報告書（様式3－1又は3－2）」と合わせて行う。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名	氏 名	職種	派遣期間	性別
1				月 日～月 日	
2				月 日～月 日	
3				月 日～月 日	
4				月 日～月 日	
5				月 日～月 日	
6				月 日～月 日	
7				月 日～月 日	
8				月 日～月 日	
9				月 日～月 日	
10				月 日～月 日	
11				月 日～月 日	
12				月 日～月 日	
13				月 日～月 日	
14				月 日～月 日	
15				月 日～月 日	
16				月 日～月 日	
17				月 日～月 日	
18				月 日～月 日	
19				月 日～月 日	
20				月 日～月 日	

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する際使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受け入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部等を經由して都本部（人員調整部門又は国・他県市等広域調整部門）へ報告する。

自治体名・担当部署名			
担当者名・連絡先	電話番号	:	
	防災行政無線	:	
	メールアドレス	:	

業 務 名					
業 務 内 容					
活 動 状 況	No.	応援団体等名称	本日の 活動人員数	延べ 活動人員数	明日の 予定人員数
			名	名	名
			名	名	名
	合計		名	名	名
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

19 災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢

(本文 227, 228 頁)

1 災害派遣要請の手続等（市長）

(1) 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって、都知事に対し派遣要請の斡旋を要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって都総務局総合防災部へ要求し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 緊急の場合の連絡先

部隊名	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第一後方支援連隊（練馬）	第3科長又は通信施設整備幹部 03-3933-1161 内) 2403・2436	部隊当直司令 03-3933-1161 内) 2405

2 災害派遣部隊の受入態勢（市長）

(1) 自衛隊との連絡

市長は、派遣された部隊に対し、市災害対策本部への連絡班の派遣を要請する。また、市は派遣された部隊の要求により、市の連絡班を派遣された部隊へ派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がとられるようにする。

(2) 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう災害対策本部会議等で調整する。

(3) 作業計画及び資器材の準備

市長は、自衛隊の応急救護活動に関して、自衛隊と協力して先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておく。

(4) 宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮する。

派遣部隊の仮泊地は、資料編22に示す予定地の中から、派遣部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう考慮してその都度決定するものとする。また、資料編22に示す以外でも、主たる災害地域に近い仮泊地が必要である場合は、別に選定することができるものとする。

(5) ヘリコプター発着地点

市内のヘリコプター発着可能地点は、資料編21のとおりである。また、資料編23以外でも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

20 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表

(本文 228, 230 頁)

施設名	所在地	収容 可能 人員	炊飯 施設 有無	使用 条件	備考
都立神代高校	若葉町1-46-1	350	無	都立高校の仮泊 予定地の使用に ついては、東京 都と調整する。	体育館等
都立調布南高校	多摩川6-2-1	//	//		//
都立調布北高校	深大寺北町5-39-1	//	//		//
第一小学校	小島町1-8-1	//	有	災害救助活動期 間中その場合に おいては学校教 育に支障のない よう留意する。	体育館
第二小学校	国領町4-19-1	//	//		//
第三小学校	上石原2-19-13	//	//		//
八雲台小学校	八雲台1-1-1	//	//		//
富士見台小学校	小島町3-20-1	//	//		//
滝坂小学校	東つつじヶ丘1-4-1	//	//		//
深大寺小学校	深大寺元町5-16-21	//	//		//
上ノ原小学校	柴崎2-26-1	//	//		//
石原小学校	富士見町1-37-1	//	//		//
若葉小学校	若葉町3-17-5	//	//		//
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2-16-1	//	//		//
染地小学校	染地3-1-81	//	//		//
北ノ台小学校	深大寺北町2-41-1	//	//		//
多摩川小学校	多摩川3-21-1	//	//		//
杉森小学校	染地2-25-4	//	//		//
飛田給小学校	飛田給3-29-1	//	//		//
柏野小学校	深大寺南町1-1-1	//	//		//
国領小学校	国領町8-1-55	//	//		//
布田小学校	染地1-1-85	//	//		//
調和小学校	西つつじヶ丘4-22-6	//	//		//
調布中学校	富士見町4-17-1	//	無		//
神代中学校	佐須町5-26-1	//	//		//
第三中学校	染地3-2-7	//	//		//
第四中学校	若葉町3-15-1	//	//		//
第五中学校	上石原3-27-1	//	//		//
第六中学校	国領町3-8-23	//	//		//
第七中学校	八雲台2-16-1	//	//		//
第八中学校	仙川町2-15-2	//	//		//
大町スポーツ施設	菊野台3-27-40	//	//		//

21 ヘリコプター発着可能地点一覧表

(本文 230, 233 頁)

施 設 名	所 在 地	発着場 面 積 (㎡)	適否			備考
			小型	中型	大型	
第一小学校	小島町 1-8-1	4,331	○	○	×	
第二小学校	国領町 4-19-1	5,786	○	○	×	
第三小学校	上石原 2-19-13	7,808	○	○	×	
八雲台小学校	八雲台 1-1-1	7,300	○	○	×	
富士見台小学校	小島町 3-20-1	5,563	○	○	×	
滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	3,245	○	△	×	※ 1
深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	6,985	○	○	×	
上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	8,264	○	○	×	
石原小学校	富士見町 1-37-1	4,331	○	○	×	
若葉小学校	若葉町 3-17-5	5,540	○	△	×	※ 1
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	6,610	○	○	△	※ 2
染地小学校	染地 3-1-81	6,085	○	○	×	
北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	6,385	○	○	×	
多摩川小学校	多摩川 3-21-1	6,660	○	○	×	
杉森小学校	染地 2-25-4	7,691	○	○	×	
飛田給小学校	飛田給 3-29-1	5,489	○	○	△	※ 2
柏野小学校	深大寺南町 1-1-1	3,767	○	○	×	
国領小学校	国領町 8-1-55	5,800	○	○	×	
布田小学校	染地 1-1-85	6,887	○	○	×	
調和小学校	西つつじヶ丘 4-22-6	3,698	○	○	×	
調布中学校	富士見町 4-17-1	29,925	○	○	○	
神代中学校	佐須町 5-26-1	9,600	○	○	×	
第三中学校	染地 3-2-7	12,941	○	○	△	※ 2
第四中学校	若葉町 3-15-1	17,026	○	○	○	
第五中学校	上石原 3-27-1	10,547	○	○	△	※ 2
第六中学校	国領町 3-8-23	8,517	○	○	×	
第七中学校	八雲台 2-16-1	7,664	○	○	×	
第八中学校	仙川町 2-15-2	6,493	○	○	×	
大町スポーツ施設	菊野台 3-27-40	4,951	○	△	×	※ 3

※ 1 仮設プレハブがある場合着陸困難（中型機）

※ 2 着陸可能も、ダウンウォッシュの影響により、学校窓ガラス、周辺住宅へ被害が出る可能性があります。

※ 3 UH-1 のみ可

各施設での長期運用の際は、ヘリコプター派遣部隊と調整後に、先遣隊による現地偵察を実施することにより、長期運用の可否を判断します。

22 陸上自衛隊航空機能力基準（自衛隊）

（本文 230 頁）

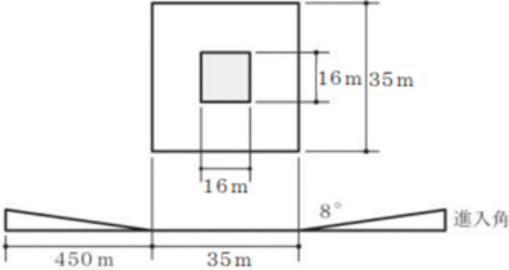
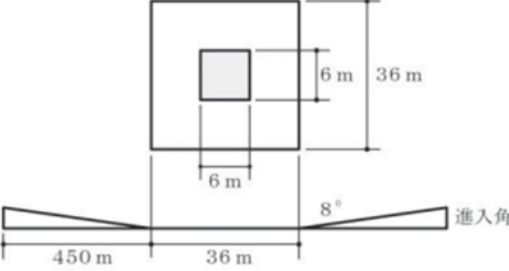
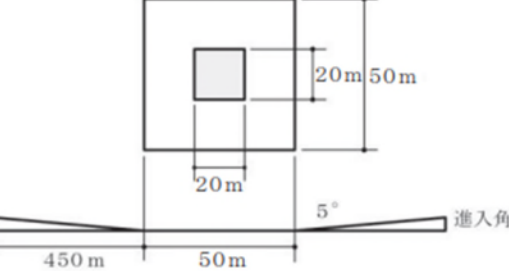
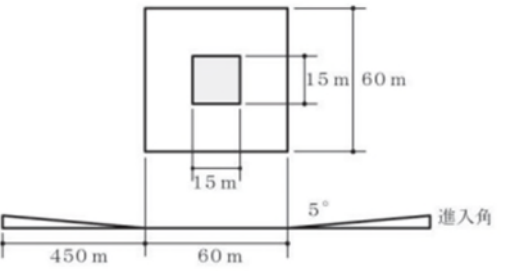
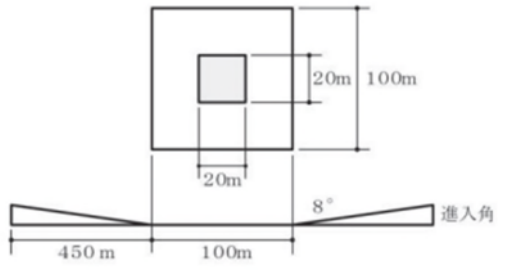
（令和4年8月現在）

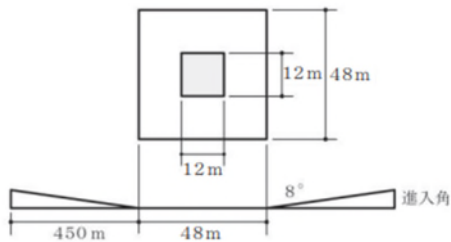
機 能 機 種		性 能					飛行制限		装 備 部 隊
		巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾 m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機 (ヘリコプター)	OH-1	222	550Km	2+0	35×35	JET-A1	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	185	370Km	2+11	40×40	//	//	//	
	UH2 (中型ヘリ)	222		2+11	40×40	//	//	//	
	60JA (中型ヘリ)	240	470Km	2+12	50×50	//	//	//	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	//	//	//	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	//	//	//	
	AH-1S (対戦車ヘリ)	233	520km	2+0	40×40	//	//	//	
固定翼機 (レシプロ)	LR-2 (連絡偵察機)	440	1,800Km	2+8	滑走1,006	//	//	//	陸上自衛隊

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編
（陸上自衛隊のみ抜粋）

23 ヘリコプター発着場基準及び表示要領

(本文 230 頁)

区分	条件	標準
発着基準	OH-1	
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
	UH-60JA (中型機)	
	SH-60J (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	

	EC-225	
表示要領	1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き，中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し，又は旗を立てる (1)布製 (2)風速25m/秒に耐えられる強度	

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

24 各防災機関の通信連絡責任者

(本文 260 頁)

	機関名	連絡責任者職名		指定番号
調布市	調布市	正	総合防災安全課長	042-481-7345~8 ※ 331-611
		副	総合防災安全課長補佐	042-481-7345~8 ※ 331-611
自衛隊	陸上自衛隊 第1師団 第一後方支援連隊			
東京都	東京都 総務局 総合防災部	正	応急対策課長	03-5388-2455~8 ※ 5221 03-5388-2451
		副	防災計画課長	※ 5212 夜間防災連絡室 03-5388-2459
	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所	正	工事第二課長	042-330-1844
		副	工務係長	※ 401-611
	調布消防署	正	警防課長	042-486-0119
		副	防災安全係長	内線 300・310
	調布警察署	正	警備課長	042-486-0110
		副	警備係長	内線 4600・4612
	多摩府中保健所	正	管理課長	042-362-2334
		副	課長代理（庶務担当）	※ 85191
指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所	正	管理課長	045-503-4013
		副	管理課専門職	
指定公共機関	調布郵便局	正	総務課長	042-482-2001
		副	総務課長代理	
	NTT東日本 東京武蔵野支店	正	東京武蔵野エリア統括部（エリアコーディネイト）担当課長	042-310-9991
		副	東京武蔵野エリア統括部（エリアコーディネイト）担当課長	042-310-9993

	機関名	連絡責任者職名		指定番号
指定 公 共 機 関	東京電力	正	渉外担当部長	042-253-4466
		副	エリア総括班副班長	内線 212
	東京ガス株式会社 東京西支店	正	支店長	042-526-6125
		副	副支店長	
	京王電鉄株式会社 京王中央管区	正	管区長	042-482-2029
		副	副駅長	
	小田急バス株式会社 狛江営業所	正	営業所長	03-3480-1311
		副	運行管理者	
	京王バス株式会社 調布営業所	正	営業所長	042-499-6711
		副	副所長	
協 力 機 関	調布市建設業協同組合	正	本部長	042-482-0055
		副	副本部長	
	調布管工土木事業協同組合	正	理事長	042-487-3591
		副	副理事長	
	東京都電気工事工業組合 調布地区本部調布支部	正	支部長	042-484-2261
		副	副支部長	
	調布災害防止協会	正	調布消防署長	042-486-0119
		副	管理係長	事務局内線 210・220
	調布市赤十字奉仕団	正	福祉事務所長	042-481-7101
		副	社会福祉係長	

※は東京都防災行政無線電話

25 別記様式 発信用紙・受信用紙

(本文 260 頁)

発 信 用 紙

本部長	副本部長	総務部長	総務部 総合防災 安全課長	総務部 総合防災安全課 防災安全係長	起案者	本部長室 審 議	庁内 放送
						要 否	要
						了	了
あて先							
件名 ----- 年 月 日 時 分 (発信区分－有線，無線，連絡員，庁内放送) 調布市災害対策本部発第 号							
本文							
摘要（措置その他）							
							発信済

調布市災害対策本部

受 信 用 紙

[illegible]

調布市災害対策本部

26 震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲

(本文260頁)

- Ⅰ 非常扱いの通話及び電報は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

区 分	通話・電報の内容	機 関 等
非常扱い 通話及び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 洪水が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防、災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

- 2 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

区 分		通話の内容	機関等
緊急扱い 通 話	1	火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し，緊急を要する事項	非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前□表中8を除く。） 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と上記の機関との間
	2	治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3	天災，事変，その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	新聞社，放送事業者又は通信社の機関相互間
	4	水道，ガス等の市民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供，その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 預貯金業務を行う金融機関相互間 国又は地方公共団体相互間

- 3 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し，又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

区 分		電報の内容	機関等
緊急扱い 電 報	1	気象，水象，地象もしくは地動の観測の報告，又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2	前□表中1に掲げるもの	前□表中1に掲げるもの

27 震災時の電気通信設備の優先利用の請求等

(本文 260 頁)

1 優先利用の請求

区 分	内 容
非常扱い及び 緊急扱い電報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は，N T T の各営業所であれば，どこでも 発信できる。また，加入電話から申し込む場合は，115 番へ申し込む。 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときには，発信人は「非常扱い 及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

2 接続及び電送順位

区 分	内 容
非常扱い電報	全ての電報に優先して取り扱う。ただし，気象業務法に基づく警報よりは 後順位とする。
緊急扱い電報	他の電報に優先して取り扱う。ただし，非常扱い電報よりは後順位とす る。

3 料金

区 分	内 容
非常扱い及び 緊急扱い電報	普通電報と同額とする。

28 被害程度の認定基準

(本文 256, 260, 614, 623 頁)

別表第1
被害程度の認定基準(都総務局)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下に同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい流施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて取り扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

29 第1号様式 職員動員集計表

(本文 260, 614)

職 員 動 員 集 計 表

部名

月 日 時現在

部 長 職	課 長 職	係 長 職	係 員	
			男 性	女 性
備考（活動内容・車両・無線・出向先等）				

31 第3号様式 物資経理状況

(本文 260, 614 頁)

物資經理狀況

[illegible]

32 第4号様式 援助物資等給与状況

(本文 260, 614 頁)

援 助 物 資 等 給 与 状 況

月 日 時現在

◎ 給与 (輸送) 先	活動期間	活動態勢					給与内容		
		◎人員		車両			◎ 品名	◎ 数量	調 達 保有別
		職員	その他	車名	数量	調 達 保有別			
	自 至	実							
		延							
	自 至	実							
		延							
避難所 他 か所	自 至	実							
		延							

33 第5号様式 公共土木施設被害 下水道施設被害 上水道施設被害

(本文 260, 614 頁)

公共土木施設被害

下水道施設被害

上水道施設被害

調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事種別	速報事項
	施設名	位置					
河 川			か所	m	円		
下水道							
道 路							
きょうりょう 橋 梁							
水 道							

34 第6号様式 教育施設被害状況

(本文 261, 614 頁)

教 育 施 設 被 害 状 況

月 日 時現在

調査項目	事 項	数 量	被 害 額 推 定	備 考
小 学 校	全壊（焼）	棟	千円	
	流 失			
	半壊（焼）			
	浸 水			
	そ の 他			
中 学 校	全壊（焼）	棟	千円	
	流 失			
	半壊（焼）			
	浸 水			
	そ の 他			

35 第7号様式 市有財産被害

(本文 261, 614 頁)

市 有 財 產 被 害

被害物件名	件数	被害額推定	摘要
	件	円	

36 第8号様式 商工業被害状況

(本文 261, 614 頁)

商 工 業 被 害 状 況

月 日 時現在

調 査 項 目	事 項	数 量	被 害 額 推 定		摘 要
			建 物	金 額	
工 場	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
その他	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				

37 第9号様式 農業被害状況

(本文 261, 614 頁)

農 業 被 害 状 況

区分	被害形態		流 失	土 砂 流 入 埋 没	冠 水	き 裂 陥 没	風 害 の み	その他	計
	農産物名								
田畑	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 減収量	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 見込額	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

38 第10号様式 農産物被害状況

(本文 261, 614 頁)

農 産 物 被 害 状 況

区 分	単 位	被 害		備 考
		数 量	金 額	
稲	ha		千円	
麦				
果 実				
野 菜				
その他				

39 第11号様式 被害者台帳

(本文 261, 614 頁)

被害者台帳

世帯主住所					
世帯主氏名					
被災者	災害要因	1 風水害 (台風第 号) 2 震火災 3 その他			
	被災年月日	年 月 日			
	被災場所				
	被災の程度	1 住家	(1) 全壊 (焼) (2) 流出 (3) 半壊 (焼) (4) 一部損壊 (5) 床上浸水 (cm) (6) 床下浸水		
		2 人	(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人		
摘要					
世帯員	氏名	続柄	年齢	備考	

40 第12号様式 災害応急対策実施報告

(本文 261, 614 頁)

災害応急対策実施報告

年 月 日 時

報告班	項目	措置	経費 (概算)	今後の 措置
	避難措置	か所(避難所) 世帯 人	(円)	
	応急仮設住宅	戸		
	食品給与	炊き出し か所 給与 人		
	給水	人 ℓ		
	生活必需品給与	全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯		
	医療	救護班 救護所 診療人員 班 か所 人		
	助産	か所 人		
	救出	人		
	住宅の修理	戸		
	生業資金	件		
	学用品給与	教科書 学用品 中人・小人 中人・小人		
	埋葬	大人 小人 人 人		
	死体搜索	体		
	死体の処理	洗浄 消毒 保存 検案 体 体 体 体		
	障害物の除去	戸		
	輸送	台		
	人夫	人		
	水防活動	か所 人・工法		
	防疫	防疫班 防疫数 班 世帯		
	ごみ処理	世帯 †		
	し尿処理	世帯 ℓ		
	公共土木施設 応急対策	か所 人・作業		
	義捐金配分	世帯		
	災害救助貸付	件		
	その他			

41 第13号様式 災害速報・被害確定報告

(本文 261, 614 頁)

災害速報・被害確定報告

災害速報
災害確定速報
兼発生・中間
決定・報告

[illegible]

42 緊急医療救護所設置場所

(本文291頁)

No.	緊急医療救護所設置箇所	所在地	種類
1	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	災害拠点病院
2	医療法人社団桐光会 調布病院	下石原3-45-1	災害拠点連携病院
3	医療法人社団東山会 調布東山病院	小島町2-32-17	災害拠点連携病院
4	医療法人社団青山会 青木病院	上石原3-33-17	災害医療支援病院
5	医療法人社団 飯野病院	布田4-3-2	災害医療支援病院
6	医療法人社団大和会 多摩川病院	国領町5-31-1	災害医療支援病院
7	特定医療法人研精会 東京さつきホスピタル	東つつじヶ丘2-27-1	災害医療支援病院
8	医療法人社団大坪会 北多摩病院	調布ヶ丘4-1-1	災害医療支援病院
9	医療法人社団欣助会 吉祥寺病院	深大寺北町4-17-1	災害医療支援病院

43 | 死体搜索状況記録簿・2 死体処理台帳・3 埋葬台帳

(本文 312 頁)

1 死体搜索状況記録簿

[illegible]

75

3 埋葬台帳

[illegible]

注 1 埋葬を行った者が、市長の場合は、備考欄に遺族名を記入する。

2 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を備考欄に記入する。

44 帰宅困難者 心得 10 か条

(本文 326 頁)

- 1 あわてず騒がず，状況確認
- 2 携帯ラジオをポケットに
- 3 つくっておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段，集合場所）
- 7 安否確認，ボイスメール（災害用伝言ダイヤル 171）や遠くの親戚
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- 10 声を掛け合い，助け合おう

45 大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）

（本文 340 頁）

No.	広域避難場所	避難地面積 (㎡)	避難区域	最遠距離 (概算) (k m)	避難人口 (概算) (人)	摘要
1	調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部	508,000	飛田給1丁目，上石原1丁目，下石原1丁目，富士見町全域，西町，野水全域	1.0	18,017	京王線以北
2	都立神代植物公園及び自由広場	253,600	小島町1丁目，調布ヶ丘全域，布田1丁目～2丁目，八雲台全域，国領町1丁目～2丁目，深大寺南町全域，深大寺東町全域，深大寺北町全域，深大寺元町全域，佐須町全域	1.5	65,203	京王線以北
3	多摩川河川敷（第1区）周辺（府中市境～多摩川原橋）	261,900	飛田給2丁目～3丁目，上石原2丁目～3丁目，下石原2丁目，下石原3丁目一部，多摩川1丁目～2丁目	1.3	22,860	京王線以南 鶴川街道以西
4	多摩川河川敷（第2区）周辺（多摩川原橋～二ヶ領堰）	241,980	下石原3丁目一部，多摩川3丁目～7丁目，小島町2丁目～3丁目，布田4丁目～5丁目	1.3	25,228	京王線以南
5	多摩川河川敷（第3区）周辺（二ヶ領堰～狛江市境）	247,800	布田3丁目，布田6丁目，国領町3丁目～8丁目，染地全域	1.3	39,879	
6	大町スポーツ施設・市立調和小学校周辺	48,393	菊野台2丁目～3丁目，西つつじヶ丘4丁目，東つつじヶ丘2～3丁目	1.0	17,319	京王線以南
7	市立神代中・上ノ原小学校周辺	69,700	柴崎全域，菊野台1丁目，西つつじヶ丘1丁目～3丁目	1.3	20,354	
8	市立緑ヶ丘小学校周辺	53,465	東つつじヶ丘1丁目，仙川町2丁目～3丁目，緑ヶ丘全域	1.3	12,437	
9	NTT中央研修センタ	36,113	入間町全域	0.8	9,124	
10	市立第四中・若葉小学校周辺	31,220	若葉町全域，仙川町1丁目	0.9	9,159	
合計		1,731,058			239,580	

※避難人口は令和6年10月1日現在の人口を参考にしました。

46 避難所（震災時等指定避難所）一覧表

(本文 340, 355 頁)

	施設名	所在地	電話	床面積(㎡)		収容人員(人)			給食施設
				体育館のみ	校舎を含めたもの	一時	長期	感染症考慮時	
1	第一小学校	小島町 1-8-1	042-481-7636	834	4,276	3,488	1,744	417	有
2	第二小学校	国領町 4-19-1	042-485-1245	690	2,658	3,176	1,588	390	有
3	第三小学校	上石原 2-19-13	042-485-1251	648	3,023	3,592	1,796	446	有
4	八雲台小学校	八雲台 1-1-1	042-485-1255	677	3,239	3,848	1,924	478	有
5	富士見台小学校	小島町 3-20-1	042-481-7640	660	2,860	3,416	1,708	425	有
6	滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	03-3308-5515	667	2,218	2,644	1,322	328	有
7	深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	042-485-1265	695	2,388	2,836	1,418	350	有
8	上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	042-485-1271	663	3,333	3,956	1,978	493	有
9	石原小学校	富士見町 1-37-1	042-481-7644	722	2,598	3,104	1,552	383	有
10	若葉小学校	若葉町 3-17-5	03-3308-5256	669	2,637	3,104	1,552	381	有
11	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	03-3308-6166	638	2,099	2,504	1,252	485	有
12	染地小学校	染地 3-1-81	042-485-1285	683	2,884	3,420	1,710	202	有
13	北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	042-485-1291	677	3,242	3,844	1,922	304	有
14	多摩川小学校	多摩川 3-21-1	042-481-7648	644	2,857	3,400	1,700	487	有
15	杉森小学校	染地 2-25-4	042-485-1267	1,219	3,183	3,808	1,904	418	有
16	飛田給小学校	飛田給 3-29-1	042-487-2815	682	2,260	2,700	1,350	426	有
17	柏野小学校	深大寺南町 1-1-1	042-488-2861	774	2,914	3,468	1,734	325	有
18	国領小学校	国領町 8-1-55	042-488-0551	1,169	3,343	4,008	2,004	420	有
19	布田小学校	染地 1-1-85	042-481-7652	1,211	2,644	3,168	1,584	485	有
20	調和小学校	西つつじヶ丘 4-22-6	042-485-4818	1,184	3,192	3,956	1,978	364	有
21	調布中学校	富士見町 4-17-1	042-482-0275	2,033	4,318	5,160	2,580	524	無
22	神代中学校	佐須町 5-26-1	042-482-0171	2,107	5,355	6,392	3,196	775	無
23	第三中学校	染地 3-2-7	042-482-0293	2,539	7,277	5,680	2,840	599	無
24	第四中学校	若葉町 3-15-1	03-3308-1175	856	2,968	3,552	1,776	344	無
25	第五中学校	上石原 3-27-1	042-484-1311	1,620	4,334	5,172	2,586	599	無
26	第六中学校	国領町 3-8-23	042-485-5276	821	1,947	2,324	1,162	264	無
27	第七中学校	八雲台 2-16-1	042-487-4521	813	1,963	2,348	1,174	275	無
28	第八中学校	仙川町 2-15-2	03-3309-4131	866	2,116	2,540	1,270	300	無
29	大町スポーツ施設	菊野台 3-27-40	042-442-6020	669	755	908	454	89	無
市施設収容人数小計						101,516	50,758	11,776	-
30	都立神代高校	若葉町 1-46-1	03-3300-8261	780	-	944	472		無
31	都立調布南高校	多摩川 6-2-1	042-483-0765	1,047	-	1,268	634		無
32	都立調布北高校	深大寺北町 5-39-1	042-487-1860	1,732	-	2,098	1,049		無
都施設収容人数合計						4,310	2,155	0	-
合計						105,826	52,913	11,776	-

※ 都立高校3校は、発災時から帰宅困難者用の一時収容施設及び帰宅支援ステーションとして開設します。

※ 避難所収容人員は体育館及び校舎（都立高校を除く）の利用を想定し、一時は概ね 3.3 ㎡あたりに 4 人、長期は 2 人、感染症考慮時は、使用可能教室を含めた面積をもとに概ね 4 ㎡あたりに 1 人、通路を 1 m と定めています。

※ 建物の構造は全て鉄筋コンクリート（RC造）

			○ ^{ふうすいがい} 風水害 Wind and flood damage
			○ ^{じしん} 地震 Earthquake
こういきひなんばしょ 広域避難場所 Evacuation site	ひなんじょ 避難所 Evacuation shelter		○ ^{どしゃさいがい} 土砂災害 Landslide disaster

 [調布市防災マップ](#)
 [避難所開設状況](#)
 [調布市洪水ハザードマップ](#)
 **調布市**

		○ ^{ふうすいがい} 風水害 Wind and flood damage
		○ ^{じしん} 地震 Earthquake
ひなんじょ 避難所 Evacuation shelter		○ ^{どしゃさいがい} 土砂災害 Landslide disaster

 [調布市防災マップ](#)
 [避難所開設状況](#)
 [調布市洪水ハザードマップ](#)
 **調布市**



ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter



× **風水害**
Wind and water damage



○ **地震**
Earthquake



○ **土砂災害**
Landslide disaster



想定浸水深
Flood Water Depth (Projected)
この場所は多摩川が氾濫すると
3.0m浸水する可能性があります



避難所開設状況



調布市防災マップ



調布市洪水ハザードマップ

この避難所は風水害時の避難所としては開設しません



調布市

図記号	名称	説明
	広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難をするための場所
	避難所	災害の危険性が無くなるまでの期間や災害により自宅に戻れない期間など、一時的に避難生活をするための場所
	風水害	台風や大雨などを原因として、河川の流量が増加することによって堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫
	土砂災害	地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちるたり、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
	大規模な火事	地震などにより発生した火災で、地域全体が危険になるほど延焼拡大した火災

48 福祉避難所（二次避難所・震災時等指定避難所）

（本文 340 頁）

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
1	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘 4-43-3	634 m ² 042-485-5888	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	90	有	○
2	西部地域福祉センター	上石原 2-15-6	453 m ² 042-486-1600	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	55	有	○
3	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘 3-58-2	550 m ² 042-487-7753	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	84	有	○
4	染地地域福祉センター	染地 3-3-1	507 m ² 042-483-5578	鉄筋コンクリート 2階建 (1階部分)	和室・洋室・ボランティア室	63	有	○
5	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘 2-18-49	487 m ² 03-3326-4861	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	75	有	○
6	菊野台地域福祉センター	菊野台 1-38-1	567 m ² 042-481-5641	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
7	富士見地域福祉センター	富士見町 4-15-6	499 m ² 042-483-9652	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	62	有	○
8	下石原地域福祉センター	下石原 3-72-1	508 m ² 042-481-7683	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	63	有	○
9	入間地域福祉センター	入間町 1-13-2	814 m ² 03-3309-4996	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室 身障者トイレ	125	有	○
10	深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2-40-1	595 m ² 042-480-8725	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
11	子ども発達センター	西町 290-49	1,925 m ² 042-486-1190	鉄筋コンクリート 4階建	幼児用トイレ, 身障者トイレ, 和室, 洋室	100	有	
12	希望の家	富士見町 2-16-33	631 m ² 042-481-7700	鉄筋コンクリート 2階建	会議室・障害者トイレ 作業室・食堂	40	無	
13	希望の家分場	入間町 1-13-2	199 m ² 03-3305-7737	鉄筋コンクリート 2階建	作業室・障害者トイレ	30	無	

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
14	子ども家庭 支援センター すこやか	国領町 3-1-38 コスケア 2階	1,500 m ² 042-481-7733	鉄筋コンクリ ート 3階建 (2階部分一 部)	地域開放スぺ ース	300	有	
15	身体障害者施 設デイセンタ ー まなびや	西町 290-47	652 m ² 042-442-9552	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	50	有	
16	知的障害者施 設 なごみ	西町 290-4	4,574 m ² 042-481-7371	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	72	有	
17	知的障害者施 設 そよかぜ	西町 290-4	1,099 m ² 042-481-7663	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	41	無	
18	知的障害者施 設 すまいる	西町 290-4	1,099 m ² 042-481-7723	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	41	無	
19	民間協定施設 特別養護老人 ホーム かしわ園	国領 8-4-6	1,452 m ² 042-485-2002	鉄筋コンクリ ート		22	無	
20	民間協定施設 至誠ホーム 調布若葉ケア センター	若葉町 3-1-5	489 m ² 03-3326-7600	木造耐火		50	有	
21	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ときわぎ国領	国領町 8-2-65	6,013 m ² 03-5438-1011	鉄筋コンクリ ート	地域交流スぺ ース	50	無	
22	東京都立調布 特別支援学校	調布ヶ丘 1-1-2	3,424 m ² 042-487-7221	鉄筋コンクリ ート		30	有	
23	旭出調布福祉 作業所	小島町 3-26-1	515 m ² 042-485-5885	鉄筋コンクリ ート	2階食堂	40	有	
24	民間協定施設 特別養護老人 ホーム らくえん深大 寺	佐須町 1-26-1	1,134 m ² 042-443-1294	鉄筋コンクリ ート	交流ホール	30	有	
25	民間協定施設 特別養護老人 ホーム 調布八雲苑	八雲台 1-5-5	2,945 m ² 042-484-8551	鉄筋コンクリ ート	介護者教室・機 能回復訓練室・ 作業訓練室	40	有	
26	民間協定施設 小規模特別養 護老人ホーム 神代の杜	深大寺北町 3-31-1	886 m ² 042-490-1200	鉄筋コンクリ ート	会議室	16	有	

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
27	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ちょうふ花園	調布市下石原 3-44-1	4,440 m ² 042-484-2002	鉄筋コンクリ ート	デイサービス室	20	有	
28	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ちょうふの里	調布市西町 290-5	2,523 m ² 042-441-6650	鉄筋コンクリ ート	エントランスホ ール・デイルー ム	162	有	
29	こころの健康 支援センター	調布市布田 5-46-1	621 m ² 042-490-8166	鉄筋コンクリ ート	健康活動室	70	有	
30	民間協定施設 特別養護老人 ホーム爽爽荘	調布市飛田給 3-37-1	2,254 m ² 042-480-3011	鉄筋コンクリ ート	地域交流スペー ス デイルーム・面 談室	70	有	
31	民間協定施設 特別養護老人 ホーム 仙川くぬぎ園	調布市入間町 2-28-33	4,024 m ² 03-5787-7668	鉄筋コンクリ ート	地域交流スペー ス	20	有	
32	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所シ ンフォニー	調布市小島町 2-55-4	112.80 m ² 042-488-4436	鉄筋コンクリ ート	多目的スペース	15	有	
33	民間協定施設 自立支援教室 KiZuNa（キズ ナ）調布教室	調布市布田 6-25-8	369 m ² 042-444-1980	鉄筋コンクリ ート	運動スペース	25	有	
34	公益財団法人 調布ゆうあい 福祉公社	調布市国領町 3-8-1	899 m ² 042-481-7711	鉄筋コンクリ ート		57	有	
35	民間協定施設 自立支援教室 Kizuna 柴崎駅 前教室	調布市菊野台 1-5-1 倉田ビル 2F	868 m ² 042-444-0045	鉄筋コンクリ ート	運動スペース	30	無	
36	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所 爽爽苑	調布市上石原 3-7-8 ※震災時のみ	734 m ² 042-480-8294	鉄筋コンクリ ート		20	有	
一時収容人員（計）						2,196		

※ 布田老人憩いの家については、木造建物であることから、地域防災計画上では、収容施設として表示しません。

49 一時収容可能施設

(本文 340 頁)

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時収容可能人員(人)	給食能力
			電話				
1	グリーンホール	小島町 2-47-1	7,288 m ² 042-481-7611	鉄筋コンクリート	ホール 小ホール	1,500	有
2	総合福祉センター	小島町 2-47-1	5,740 m ² 042-481-7613	鉄筋コンクリート	会議室	500	有
3	文化会館たづくり	小島町 2-33-1	3,916 m ² 042-441-6111	鉄筋コンクリート	ホール 会議室	1,000	有
4	せんがわ劇場	仙川町 1-21-5	224 m ² 03-3300-0611	鉄筋コンクリート	ホール	172	無
5	青少年交流館	飛田給 1-52-1	213 m ² 042-481-1115	鉄筋コンクリート	ホール 会議室	129	無
6	下布田保育園	布田 2-27-4	594 m ² 042-481-7668	鉄筋コンクリート		160	有
7	金子保育園	西つつじヶ丘 4-16-7	679 m ² 042-483-4410	鉄筋コンクリート		185	有
8	上石原保育園	上石原 2-8-3	1,084 m ² 042-484-0234	鉄筋コンクリート		200	有
9	第五保育園	国領町 3-12-1	531 m ² 042-484-2200	鉄筋コンクリート		145	有
10	神代保育園	西つつじヶ丘 1-40-5	545 m ² 042-485-3103	鉄筋コンクリート		150	有
11	宮の下保育園	上石原 3-34-10	591 m ² 042-486-5682	鉄筋コンクリート		160	有
12	富士見保育園	富士見町 2-3-26	616 m ² 042-481-7671	鉄筋コンクリート		170	有
13	東部保育園	若葉町 1-29-21	590 m ² 03-3307-2081	鉄筋コンクリート		160	有
14	つつじヶ丘児童館 ホール	西つつじヶ丘 3-19-1	389 m ² 042-482-4873	鉄筋コンクリート		100	無
15	つつじヶ丘児童館	西つつじヶ丘 3-19-1	214 m ² 042-482-6201	鉄筋コンクリート		64	無
16	東部児童館	若葉町 1-29-21	462 m ² 複合施設のため 延べ床面積 03-3307-6146	鉄筋コンクリート		130	無
17	国領児童館	国領町 3-8-15	656 m ² 042-485-8423	鉄筋コンクリート		180	無
18	多摩川児童館	多摩川 5-1-2	617 m ² 042-481-7680	鉄筋コンクリート		170	無

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時収容可能人員(人)	給食能力
			電話				
19	深大寺児童館	深大寺東町 5-14-1	291 m ² 042-488-7159	鉄筋コン クリート		160	無
20	富士見児童館	富士見町 1-8-1	595 m ² 042-481-7677	鉄筋コン クリート		160	無
21	佐須児童館	佐須町 4-42-2	587 m ² 複合施設のため 延べ床面積 042-481-0348	鉄筋コン クリート		150	無
22	西部児童館	上石原 3-21-6	821 m ² 042-484-0313	鉄筋コン クリート		220	無
23	緑ヶ丘児童館	緑ヶ丘 2-20-16	360 m ² 03-3309-0521	鉄筋コン クリート		155	無
24	調布ヶ丘児童館	調布ヶ丘 2-36-1	598 m ² 042-485-3101	鉄筋コン クリート		160	無
25	染地児童館	染地 2-41-12	386 m ² 042-485-3102	鉄筋コン クリート		160	無
26	東部公民館	若葉町 1-29-21	413 m ² 03-3309-4505	鉄筋コン クリート	学習室 会議室 和室	136	有
27	西部公民館	上石原 3-21-6	550 m ² 042-484-2531	鉄筋コン クリート	学習室 和室	119	有
28	北部公民館	柴崎 2-5-18	743 m ² 042-488-2698	鉄筋コン クリート	学習室 和室 美術室	143	有
29	武者小路実篤 記念館	若葉町 1-8-30	563 m ² 042-3326-0648	鉄筋コン クリート		74	無
30	ふじみ交流プラザ	深大寺東町 7-47-1	270 m ² 042-486-5616	鉄筋コン クリート		96	有
一時収容人員(計)						7,008	

※ 駅及び幹線道路の近くの一時収容可能施設については、駅前滞留者のための施設として利用する場合があります。

※ 小・中学校及び要配慮者対策施設等の収容者数が計画数を上回った場合には、対策本部において上記施設の開放を検討し、早期に開放を行います。

※ 一時収容可能施設（市施設）については、小・中学校への避難路が一時的に通行が不可能、また、火災等によって避難路が一時的に遮断された時の避難施設であり、避難した住民はできるだけ早期に近隣の小・中学校へ安全の確認をして移動するための待機施設として計画します。

※ 障害者・高齢者等で一時収容施設になじめない人のために、市内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設の一時的な利用ができるよう今後調整していきます。

50 一時滞在施設（帰宅困難者受入施設）

（本文 325 頁）

種別	No	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	収容人数 (人)
				電話			
市公共施設	1	グリーンホール	小島町 2-47-1	7,288 m ² 042-481-7611	RC 造	ホール 小ホール	1,500
	2	総合福祉センター	小島町 2-47-1	5,740 m ² 042-481-7613	RC 造	会議室	500
	3	文化会館たづくり	小島町 2-33-1	3,916 m ² 042-441-6111	RC 造	ホール 会議室	1,000
	4	せんがわ劇場	仙川町 1-21-5	224 m ² 03-3300-0611	RC 造	ホール	172
	5	青少年交流館	飛田給 1-52-1	213 m ² 042-481-1115	RC 造	ホール 会議室	129
	6	つつじヶ丘児童館ホール	西つつじヶ丘 3-19-1	389 m ² 042-482-4873	RC 造		100
	7	多摩川児童館	多摩川 5-1-2	617 m ² 042-481-7680	RC 造		170
	8	調布ヶ丘児童館	調布ヶ丘 2-36-1	598 m ² 042-485-3101	RC 造		160
	9	東部公民館	若葉町 1-29-21	413 m ² 03-3309-4505	RC 造	学習室 会議室ほか	136
収容人数小計							3,867
都公共施設	10	調布南高等学校	多摩川 6-2-1		RC 造		465
	11	武蔵野の森総合スポーツプラザ	西町 290-11		RC 造		3,000
	12	東京都パラスポーツトレーニングセンター	西町 376-3		RC 造		450
収容人数小計							3,915
協定施設	13	宗教法人金龍寺	西つつじヶ丘 2-14-1		RC 造	ホール 駐車場	100
	14	宗教法人光源寺	西つつじヶ丘 2-30-1		RC 造	居室 和室	48
	15	株式会社京王閣	多摩川 4-31-1		RC 造	屋内平面 スペース	2,335
	16	創価学会調布平和会館	西つつじヶ丘 1-28-9		RC 造	2階大桜・ 共戦の間	120
	17	アフラックススクエア	小島町 2-33-2		RC 造	ロビー	160
	18	電気通信大学校	調布ヶ丘 1-5-1		RC 造	講堂	350
収容人数小計							3,113
合計							10,895

※ 神代，調布北高校は，災害時帰宅支援ステーションとして開設されます。（東京都地域防災計画）

※ 協定施設は，施設管理者の帰宅困難者の受入れ可否を確認した後に開設されます。

51 避難所運営本部体制（震災時）

(本文 367 頁)

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
避難所運営本部	運営本部長	教育部長		1 避難所の開設及び運営の総括に関すること。 2 災害対策本部長室への審議要請及び報告に関すること。
	運営副本部長	市民部長 福祉健康部長 子ども生活部長		運営本部長を補佐し、運営本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	運営本部員	避難所を担当する部，課の次長，課長で構成する。		1 運営本部の事務を掌理し，対策等について審議する必要があるときは審議決定する。 2 各避難所への要員派遣に関すること。
	運営本部担当	総務班	教育総務課	1 避難所運営本部の運営等に関すること。 2 各避難所に関する情報の総括に関すること。 3 本部班及び職員班との調整に関すること。 4 避難所担当の応援に関すること。
	避難所担当	避難所班	市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課 子ども政策課 保育課 子ども家庭課 各保育園 児童青少年課 各児童館 生活福祉課 高齢者支援室 (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センター	1 各避難所の開設準備等に関すること。 2 避難所運営に係る事務に関すること。 3 各避難所における被災者の救護等に関すること。
		総務班 学務班	教育総務課 学務課	

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
		避難所班	指導室 社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小中学校	
	福祉避難所担当	福祉班	福祉総務課 生活福祉課 高齢者支援室 (高齢福祉担当) (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センタ ー	1 福祉避難所に係る措置の総合調整 に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に 関すること。 3 福祉避難所の避難者名簿の取 りまとめに関すること。 4 福祉避難所における被災者の 救護等に関すること。 5 福祉避難所運営に関する情 報の総括に関すること。

52 避難所運営本部体制（風水害時）

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
避難所運営本部	運営本部長	教育部長		1 避難所の開設及び運営の総括に関すること。 2 災害対策本部長室への審議要請及び報告に関すること。
	運営副本部長	市民部長 福祉健康部長 子ども生活部長		運営本部長を補佐し、運営本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	運営本部員	避難所を担当する部，課の次長，課長で構成する。		1 運営本部の事務を掌理し，対策等について審議する必要があるときは審議決定する。 2 各避難所への要員派遣に関すること。
	運営本部担当	総務班	教育総務課	1 避難所運営本部の運営等に関すること。 2 各避難所に関する情報の総括に関すること。 3 本部班及び職員班との調整に関すること。 4 避難所担当の応援に関すること。
	避難所担当	避難所班 福祉班 総務班 学務班	市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課 子ども政策課 保育課 子ども家庭課 各保育園 児童青少年課 各児童館 生活福祉課 高齢者支援室 (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センター 教育総務課 学務課 指導室	1 各避難所の開設準備等に関すること。 2 避難所運営に係る事務に関すること。 3 各避難所における被災者の救護等に関すること。

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
		避難所班	社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小中学校	
	福祉避難所担当	福祉班	福祉総務課 生活福祉課 高齢者支援室 (高齢福祉担当) (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センター	1 福祉避難所に係る措置の総合調整に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめに関すること。 4 福祉避難所における被災者の救護等に関すること。 5 福祉避難所運営に関する情報の総括に関すること。
(風水害時)	(避難所担当)	風 水 害 時 避 難 所 班 (た づ く り ・ グ リ ー ン ホ ー ル)	文化生涯学習課 産業振興課 協働推進課 スポーツ振興課 農政課 多様性社会・男女 共同参画推進課	1 風水害時の避難所運営（たづくり・グリーンホール）に関すること。 2 風水害時の避難者（たづくり・グリーンホール）名簿の取りまとめに関すること。
		風水害協定 先避難所班	企画経営課 財政課 デジタル行政推進 課 総務課 法制課 人事課 契約課 管財課 営繕課	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営 2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関すること。
	(福祉避難所担当)	風 水 害 福 祉 避 難 所 班 (すこや か)	子ども政策課 子ども家庭課 保育課 保育園 児童青少年課 児童館	1 福祉避難所(二次避難所)の開設及び運営に関すること。 2 避難者名簿（すこやか）の取りまとめに関すること。

53 防災備蓄倉庫

(本文 396, 673 頁)

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
緑ヶ丘 防災備蓄倉庫	緑ヶ丘2-20-16 緑ヶ丘児童館	20.48 m ²	S59年3月・鉄筋コンクリート 地上2・中地下(1階部分)
仙川 防災備蓄倉庫	仙川町1-21-5 せんがわ劇場	22.67 m ²	H19年12月・鉄筋コンクリート 平屋建
調和小学校 防災備蓄倉庫	西つつじヶ丘4-22-6 調和小学校	76.00 m ²	H14年9月・鉄筋コンクリート
佐須 防災備蓄倉庫	佐須町4-42-2 佐須児童館	22.27 m ²	H16年4月・鉄筋コンクリート 2階建(1階部分)
深大寺 防災備蓄倉庫	深大寺東町5-14-1 深大寺児童館	20.16 m ²	S54年3月・鉄筋コンクリート 地上2・中地下(1階部分)
調布ヶ丘 防災備蓄倉庫	調布ヶ丘3-58-2 調布ヶ丘地域福祉センター	20.00 m ²	S54年9月・鉄筋コンクリート 平屋建
多摩川 防災備蓄倉庫	多摩川5-1-2 多摩川児童館	20.06 m ²	S53年3月・鉄筋コンクリート 平屋建
上石原 防災備蓄倉庫	上石原2-15-6 西部地域福祉センター	20.06 m ²	S52年9月・鉄筋コンクリート 平屋建
富士見 防災備蓄倉庫	富士見1-8-1 富士見児童館・寄付(都)	20.00 m ²	S54年・鉄筋コンクリート 平屋建
深大寺 北町防災倉庫	深大寺北町1-1-4	56.70 m ²	S58年3月・鉄骨造 2階建
合 計		298.40 m ² (10箇所)	

(R6.3月末)

54 大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）

（本文 396, 673 頁）

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
大町防災倉庫	菊野台 3-27-40 市民大町スポーツ施設	252.00 m ²	H21 年 2 月・鉄骨造 2 階建
小島町防災倉庫	小島町 3-98-5	305.67 m ²	H29 年 3 月・鉄骨造 平屋建
味の素スタジアム （施設内の一部）	西町 3 7 6-3	800.00 m ²	協定に基づく使用

55 災害応急対策資材倉庫

（本文 396, 673 頁）

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
富士見倉庫	富士見町 3-2-15 中央自動車道高架下	92.21 m ²	S57 年・プレハブ造 平屋建
染地防災倉庫	染地 2-8-1 大型（被災者一時宿泊所併設）	82.73 m ²	H8 年・鉄筋コンクリート 2 階建（1 階部分）

56 備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

備蓄品一覧（避難所）

（本文 396、673 頁）

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深大寺小学校	上ノ原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大町スポーツ施設	避難所計	
食料品関係	アルファ米 (炊出し提供型)	山菜おこわ(50食/箱)	食	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	34,800	
		五目ごはん(50食/箱)	食	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	33,350	
	アルファ米 (個食)	わかめごはん(50食/箱) ※アレルギー対応	食	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	36,250	
		五目ごはん(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
	※アレルギー 28品目不使用	五目ごはん(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
		ドライカレー(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
	アルファ米 (携帯おにぎり)	おにぎりわかめ(50食/箱)	食	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	11,600	
		※アレルギー 28品目不使用	おにぎりごはんぶ(50食/箱)	食	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	11,600
	アルファ米 (おかゆ)個食 ※アレルギー 28品目不使用	アルファ米 (おかゆ)(50食/箱)	食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
		粉ミルク	27g/個	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
生活必需品(日用品)	飲料水	ペットボトル 500ml×24本/箱	本	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016	960	2,040	2,016	960	31,320		
		アルミ缶 480ml×24本/箱	本						600														1,200							1,200		3,000		
	野菜ジュース	190g×30本/箱	本	210	210	210	210	210	1,050	210	1,050	210	1,050	210	1,050	210	210	1,050	210	210	210	1,050	210	1,050	1,050	210	1,050	210	1,050	210	1,050	1,050	1,050	16,800
		ライスカッキー 48個/袋	個	192	192	192	192	192	960	192	960	192	960	192	960	192	192	192	192	192	192	960	192	960	192	960	192	960	192	960	960	960	960	14,784
	毛布	10枚/箱(一部 5枚/1箱)	枚	400	520	600	400	400	400	400	840	400	640	400	400	510	400	600	530	590	400	500	340	580	400	740	400	600	440	400	400	500	14,230	
		アルミツク敷 急シート	枚	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	11,600	
	防寒・防災用 ブランケット	200枚/箱	枚	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,800	
		要援護者用アルミマット (20枚/箱)	枚	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,600	
	レジャーシート		枚						150												300			200					300				950	
		肌着セット (Tシャツ・パンツ・靴下)	男性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
子供用オムツ		女性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900	
	新生児用(76枚/パック) シートSサイズ (70枚/パック) シートMサイズ (56枚/パック)	枚	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	2,204	
		シートSサイズ (70枚/パック) シートMサイズ (56枚/パック)	枚	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	2,030	
			枚	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	3,248	

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深谷小学校	上原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大可部スポーツ施設	避難所計		
		パンツMサイズ (52枚/パック)	枚	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	3,016	
		パンツLサイズ (44枚/パック)	枚	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	2,552	
		パンツビッグサイズ (38枚/パック)	枚	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	3,306	
		M-L (34枚/パック)	枚	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	4,930	
		L-L (30枚/パック)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	4,350	
		昼羽なし (24個入×18パック/箱)	個	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	12,528	
		昼羽あり (20個入×18パック/箱)	個	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	10,440	
		夜羽あり (18個入×18パック/箱)	個	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	9,396
		下着ライナー (54個入×24パック/箱)	個	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	37,584	
		30枚×60個/箱	個	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,740	
		240ml	本				25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25				25		25	25	25	25	25	25		25	25	25	25	375	
		250ml×4個/箱	個	96	96	96		96								96		96	96	96		96	96				96	96		96			96	1,440	
		石鹸	個	120						120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	2,880
		洋式(容量200L)	基										1			1		1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		車いす対応洋式 (容量160L)	基										1			1		1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		和式(容量300L)	基										2			2		2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22
		マンホールトイレ	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	108	
		車いす対応洋式タイプ/テント別箱付	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	54	
		注入式マンホールトイレ・テント別箱付 固定用重し	個				12	16		14					16	10		16	12		16							16	16		8	16		168	
		携帯トイレ・便器取付型	個	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	22,400
		携帯トイレ・単独使用型	個				9,750										9,750		9,750									9,750						39,000	
		携帯トイレ・単独使用型	個	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	67,200	
		携帯トイレ・単独使用型	個	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	6,032
		トイレ・バスターレット (30g/4)	ロール	48	48	48	48	48	48	96	48	48	48	48	48	48	48	48	48	96	48	48	96	48	96	48	48	48	48	48	48	48	144	1,680	
		サージカルマスク	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	75,200	
		軍手	双	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,800

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深木小学校	上ノ原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大町スポーツ施設	避難所計	
救急医薬品等	ビニール手袋	100枚入/箱	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
	ごみ袋	M、L 各500枚	枚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	29,000	
	救急箱	応急医薬品	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	60	
	簡易医療セット		箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29		
	非接触体温計		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145		
	三角巾		枚	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	320	4,800	
	フェイスシールド		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	140		
	担架		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30	
	エアーストレッチャー		台																														2	
	車いす		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
要支援者関係品	救護マット	10枚/箱	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	270	
	テント	3.0m×6.0m	張																														9	
	手指消毒液 (アルコールジェル)	1L×10本/箱	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	220	
	消毒・除菌液	500ml×6本/箱	本						6		6		6												6		6						42	
	筆談器		個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87	
	食物アレルギー 対策用ビブス	オレンジ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	280	
	支援者ビブス	ピンク	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
	障害者用ビブス	黄色	枚	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	51	
	要配慮者・支 援者テープ	黄色・ピンク	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
	小型備蓄資材	乾電池	単1 10本/箱、4本/パック 単2 10本/箱、4本/パック 単3 40本/箱、20本/パック	本	52	80	52	80	52	80	80	80	52	80	60	80	80	80	52	80	52	80	80	80	52	80	80	80	80	52	80	80	80	80
ラジオ付ライト			個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	147	
懐中電灯			個	2	1	2	5	2	2	1	4	2	2	5	2	5	2		6	2	4	2	2	2	4		4	4	2	1	2	3	75	
トランジスタ メガホン			個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30	
伝言シート			巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
養生テープ		25m	巻	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	870	
サランラップ			本	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	435	
ビニールシート		3.6m×5.4m(10枚/1包) 1.8m×1.8m(50枚/1包)	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	90	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	3,135	
ロンテナー (10L)		40個入・50個入・100個入 /箱	個	190	240	240	240	440	240	240	240	240	240	240	240	240	240	190	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	6,720	
組立水槽			器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
備蓄資材ほか	ミスコン (応急給水システム)		台				1											1					3	4	4	3	3	4	2	3	4	32		

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深木小学校	上原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大可ベニツ施設	避難所計	
東京都	応急給水栓用(黄色バッグ)		セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
	給水システム		セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
発電機		ガソリン対応	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
		プロパン・カセットガス対応	台		1																			1									3	
		ガソリン・低圧LPガス対応	台			1	1																	1										15
		ハイブリッド発電機	台			1																			2	1								9
		1L×4缶/箱	缶	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	232
ガソリン携行缶	緑色缶	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
	赤色缶	缶																															1	
灯油用携行缶			缶																															22
投光器(ランプ)	※コンセント取付使用	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	84
	LED投光器(充電式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
LEDスタンドライト(充電式)	※充電式	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75
	LEDパイプライト	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50
簡易ライト(ルミカライト)	赤・白・黄 各20本/箱	本	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	5,040
クイックパネーション	210 cm×210 cm×180 cm	張	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
石油ストーブ	乾電池使用タイプ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
	電源使用タイプ	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	56
ストーブ用接		個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	84
触防止柵		台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	112
大型扇風機		個																																2
	大	個																																14
炊出し釜	中	個																																
	小	個																					2											4
固形燃料		個	300	300	600	300	360	300	300	300	300	600	300	300	300	300	300	600	300	360	300	288	300	240	300	225	300	300	300	300	360	300	300	9,633
	マッチ付ローソク	本	360	300	240	300	600	300	300	300	480	240	300	300	300	300	240	300	300	300	300	300	300	240	300	300	300	480	300	300	300	360	360	9,240
コードリール		台	3	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	65
工具類(セット)	スコップ(斜)・バール各2, つるはし・番線カッター・のこぎり各1	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
		台																																
ジャッキ		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
大バール		本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30
救助用ロープ		本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	60
脚立	長さ不明	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
組立式リヤカー		個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深谷小学校	上原小学校	石原小学校	吉兼小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大可ベネッセ施設	避難所計
	流水タンク用 手動ポンプ		台	1																	1		1			1							5
	ヘルメット		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145
	初動要員用ベ スト		着	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145
	初動要員用安 全靴（スニー カータイプ）	26.0cm	足	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87
	LED 照明	27.0cm	足	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	58
	パケツ	庫内照明用	個	3	3	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	93
	簡易デント・ 簡易ベッド		個	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
			セット	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87

備蓄品一覧（避難所以外）

(本文 396, 673 頁)

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	大型倉庫				郡立調布高等学校	郡立調布北高等学校	郡立神代高等学校	郡立調布特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の 場所の総計		
													染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見資機材倉庫							特別養護老人ホーム ちようぶの里	特別養護老人ホーム かしわ園	調布福祉センター 至誠小	とわき園領	特別養護老人ホーム とわき園領	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺	特別養護老人ホーム 夜霞荘	特別養護老人ホーム 仙川くまぎ園	自立支援教室 調布調布教室			自立支援教室 調布駅前教室	豊田給休育場
食料品関係	アルファ米 (炊出し提供型)	山菜おこわ (50食/箱)	食										950	700																			1,650	36,450		
		五目ごはん (50食/箱)	食											2,000																			2,000	35,350		
		わかめごはん (50食/箱) ※アレルギー対応	食	3,000	3,000		3,000	3,000						2,300																						
		※アレルギー-28 品目不使用	食																																	
	アルファ米 (携帯おにぎり) ※アレルギー-28 品目不使用	わかめごはん (50食/箱)	食		3,300								3,300		1,700																			11,100	25,600	
		五目ごはん (50食/箱)	食		3,300								3,300		2,800	2,300																		11,700	26,200	
		ドライカレー (50食/箱)	食		3,300								3,300		2,800	2,450																		11,850	26,350	
		※アレルギー-28 品目不使用	食		2,300								2,300		1,500	1,450																		7,550	19,150	
	アルファ米 (おかゆ)備食 ※アレルギー-28 品目不使用	おにぎりごはんぶ (50食/箱)	食		2,300								2,300		1,500	1,950																		8,050	19,650	
		梅かつ (50食/箱)	食	300	300						300																								1,300	4,200
塩こんぶかつ (50食/箱)		食	300	300						300																								900	900	
粉ミルク		個												100	160																	260	3,160			
生活必需品	飲料水	17g/個 ※アレルギー対応	個												120																			120	120	
		10本/袋	本												100																			100	100	
		ペットボトル 500ml×24本/箱	本			2,040						3,264	4,296	9,912	4,008	2,040																		32,448	63,768	
		アルミ缶480ml ×24本/箱	本	600	4,200			600			600			3,000																				9,000	12,000	
	野菜ジュース	190g×30本/箱	本																																1,740	18,540
		48個×箱	個											2,640	2,640																			5,280	20,064	
		クラッカー	袋											19,040																				20,510	20,510	
		アルファ米 (炊出し提供型) 【東京都寄託品】	食											10,000																				10,000	10,000	
	アルファ米 (備食) 【東京都寄託品】	白米(50食/箱)	食											2,600																				2,600	2,600	
		白粥(50食/箱)	食											5,000																				5,000	5,000	
毛布		枚	760	400	400	600	520	400	600	400	610		2,560	6,000	400																		15,070	29,300		
アルミック救急シート		枚														400																	400	12,000		

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩防災備蓄倉庫	上石防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立神代高等学校	都立調布特別支援学校	開明公園	文化会館づくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計			
													染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見廣域校倉庫							特別養護老人ホーム ちやうの里	特別養護老人ホーム かしわ園	特別養護老人ホーム 調布荘アセンダー	ときわ園領	特別養護老人ホーム	旭田布福祉作業所	くえん深木寺	特別養護老人ホーム 東真荘	特別養護老人ホーム 仙川くまぎ園	自立支援教室 調布教室			自立支援教室 調布教室	調布駅前教室	日本郵船 飛田岸倉庫
防寒・防災用品	防寒・防災用ブランケット	200枚/箱	枚				450					450			450																					900	6,700
	要保護者用アルミマット	100cm×180cm×8mm(20枚/箱)	枚										520	40																			200	760	6,360		
	レジャーシート		枚																																450	1,400	
子供用オムツ	肌着セット(Tシャツ・パンツ・靴下)	男性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100		340	2,220		500																			3,860	6,760	
		女性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100		340	2,220		500																		3,860	6,760		
		新生児用(76枚/パック)	枚									380			304	380																		1,064	3,268		
		シートSサイズ(70枚/パック)	枚									350			280	350																		980	3,010		
		シートMサイズ(56枚/パック)	枚									560			448	560																		1,568	4,816		
		パンツMサイズ(52枚/パック)	枚	104					104				416			312	416																	1,456	4,472		
大人用オムツ		パンツLサイズ(44枚/パック)	枚	88				88				352			264	352																		1,232	3,784		
		パンツビッグサイズ(38枚/パック)	枚	114				114				456			342	456																		1,596	4,902		
		M-L(34枚/1パック)	枚	340				340				510			340	510																		2,380	7,310		
		L-L(30枚/1パック)	枚	300				300				450			300	450																		2,100	6,450		
		集羽なし(24個×18パック/箱)	個									2,160			1,728	2,160																		6,048	18,576		
		集羽あり(20個×18パック/箱)	個									1,800			1,440	1,800																		5,040	15,480		
生理用品		夜羽あり(18個×18パック/箱)	個								1,620			1,296	1,620																			4,536	13,932		
		下着ライナー(54個×24パック/箱)	個									6,480			5,184	6,480																		18,144	55,728		
	ウェットティッシュ	30枚×60個/箱	個																															0	1,740	425	
石鹸	哺乳びん	240ml	本												25	25																		50	2,688		
	使い切り哺乳ボトル	250ml×4個/箱	個									384			384	480																		1,248	3,000		
			個													120																		120	3,000		
		洋式(容量200L)	基											18	1	1																		20	31		
組立トイレ	車いす対応洋式(容量160L)	基											18	1	1																			20	31		
	和式(容量300L)	基											36	2	2																		5	45	67		
マンホールトイレ	一般洋式・水洗タイプ/テント別箱付	台												1	28																			29	29		

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北西面防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立調布特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所 総計
													決壊 防災倉庫	大町 防災倉庫	小島町 防災倉庫	富士見 溪崎村倉庫						特別養護老人ホーム ちやうぶの里	特別養護老人ホーム かしわ園	調布市高齢者センター 至誠ホーム	とわき園領	特別養護老人ホーム	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺	特別養護老人ホーム 東長社	特別養護老人ホーム 山くぬぎ園	自立支援教室 調布東町西教室		
救急医薬品等		一般洋式タイプ /テント別備付	台										4																		4	112	
		車いす対応洋式 タイプ/テント 付別箱	台											2																	2	56	
	注入式マンホール ルトイレテント 固定用重し	満水時10kg,黄色	個																											0	168		
	携帯トイレ・便 器取付型	凝固粉・衛生袋 セット(100個/ 箱)	個											4,600			1,000													5,600	28,000		
		凝固シート付衛 生袋(3個組)	個																											0	39,000		
	携帯トイレ・単 独使用型	凝固シート付チ ャック衛生袋	個	150	150		900							22,800				100			750									25,000	92,200		
		ミニタイプ	個											4,000																4,000	4,000		
	携帯ウォッシュレ ット	104個/箱	個														208													208	6,240		
	簡易トイレ	自動ラップ式トイレ ラップボンWT-4 (S)バッテリー付	基											10																	10	10	
	トイレレットペー パー (シングル)	6ロール(130m) ×8パック/箱	ロール	96	96		480				96			528			48		48											288	3,360		
	サージカルマス ク	2,000枚入・ 2,400枚入・箱	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			20,000			2,400			2,000										40,400	115,600		
	軍手		双													200														200	6,000		
	ビニール手袋	100枚入/箱	箱																											0	28		
	ごみ袋	M, L 各500枚	枚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		1,000		2		1,000													10,000	39,000		
救急医薬品等	救急箱	応急医療品	箱							2			2																6	66			
	簡易医療セット		箱																									0	29				
	非接触体温計		個																								0	145					
	三角巾		枚	160	160	160	160	160	160	160		160			160													1,440	6,240				
	フェイスマスク		個																								0	140					
	担架		台	1	1	1	1	1	1	1		1				1												8	38				
	エアストレッチャー		台												2													2	4				
	車いす		台	1	1	1	1	1	1	1						1												9	38				
	救護マット	10枚/箱	枚																								0	270					
	テント	3.0m×6.0m	張										3		9												3	12					
クイックテント	ワンタッチ	張																									9	9					
遺体収容袋		セット												30														30	30				
分焼キット		セット										2		2														4	4				
手指消毒液(アルコールジェル)	1L×10本/箱	本																										0	220				

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺西防災備蓄倉庫	網走ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺七面防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布特別支援学校	都立神代高等学校	民間協定団体	避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計					
													深大寺防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見資機材倉庫											
要支援者関係品	消毒・除菌液	500ml×6本/箱	本																					0	42		
	筆談器		個																					3	90		
	食物アレルギー対応菓用ビス	オレンジ	枚																					1	281		
	支援者ビス	ピンク	枚																					1	30		
	障害者用ビス	黄色	枚																					2	53		
	要配慮者・支援者テープ	黄色・ピンク	組																					1	30		
	乾電池	単1 10本/箱、4本/パック	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20			410										630	2,706	
		単2 10本/箱、4本/パック	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20			340										560	2,636	
		単3 40本/箱、20本/パック	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120			2,040										3,360	14,920	
		ラジオ付ライト		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5											2	2	55	202
小型備蓄資材	懐中電灯		個	2	2	2	2	2	2	2	2	2												2	18	93	
	トランジスタメ ガホン		個	1	1	1	1	1	1	1	1	1													9	39	
	伝言シート		巻																						1	30	
	養生テープ	25m	巻																						30	900	
	サランラップ		本												38										38	473	
	ビニールシート	3.6m×5.4m (10枚/1包)	枚		100	100	100	100	100	100	100	60	200			800										1,960	5,095
		1.8m×1.8m (50枚/1包)	枚			200	200	200	200	200	200			500	4,090		175									5,765	6,465
	ろ水機	DCF-IHL	台																						29	29	
	ろ水機用ペットボトル水		本																						29	29	
	予備浄水カートリッジ	4本/1セット	セット														98									98	98
備蓄資機材ほか	ロンテナー(10L)	40個入・50個入・100個入/箱	個		240	240	240	340	240	240	140		390												2,270	8,990	
	組立水機		器												2									2	31		
	ミスコン(応急給水システム)		台												1									1	33		
	東京都 応急給水システム	応急給水栓用 (黄色バッグ)	セット																					2	30		
		消火栓用 (黄色バッグ)	セット																					0	26		
	発電機	ガソリン対応	台												2										3	32	
		プロパン・カセットガス対応	台																						0	3	
		ガソリン・低圧LPガス対応	台																						0	15	
		ハイブリッド発電機	台												2	1									3	12	

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北西防災備蓄倉庫	大型倉庫				都立調布北高等学校	都立神代高等学校	都立蓮花特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体											避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計	
													決壊防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見渡線村倉庫						特別避難足夠ホーム ちやうぶの里	特別避難足夠ホーム かしわ園	調布市避難センター 至誠ホーム	とろろぎ園領	特別避難足夠ホーム	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺	特別避難足夠ホーム 東郷荘	特別避難足夠ホーム 山川くぬぎ園	特別避難足夠ホーム	自立支援教室 調布東郷教室			自立支援教室 調布東郷教室
	ガソリン缶詰	1L×4缶/箱	缶												8		8																16	248	
	ガソリン携行缶	緑色缶	缶							1						1																	2	31	
	灯油用携行缶	赤色缶	缶		1																											5	6		
	投光器(ランプ)	※コンセント取付 使用	缶													1																1	23		
	LED投光器 (充電式)		個											17	3		3														23	107			
	LED投光器 (円柱・バルーン 型)	※発電機必要	基																															13	41
	LEDスタンドライ ト(充電式)	※充電式	台									3																					6	81	
	LEDハイブライ ト	40W相当	本														2															2	52		
	簡易ライト(ルミ カライ)	赤・白・黄 各 20本/箱	本											180	360																	540	5,580		
	ワイックパーテ イション	210cm×210cm× 180cm	張														1																1	29	
	石油ストーブ	乾電池使用タイ プ	台															1															3	31	
	ストーブ用接触防 止柵	電源使用タイプ	台															2															6	62	
	大型扇風機		個															6															7	91	
	移動式炊飯器		台												4			4															8	120	
		炊出し釜	大 中 小	個															2															6	8
固形燃料			個																														6	20	
マッチ付ローソ ク			個	312		336	300	372	348	120	396		240																			2	6		
コードリール			本	300	300	300	400	1,200	300	400				360																		2,424	12,057		
コードリール			台														2																4	69	
工具類 (セット)		スコップ(創)・ バール各2,つる はし・番線カッ ター・のこぎり 各1	セット	1	1	1	1	1	1	1	1					1																9	38		
ジャッキ			台														1																1	30	
大バール			本								1	1																				2	32		
救助用ロープ		長さ不明	本	1	1	1	1	1	1	1	1						2															9	69		
脚立			個														2																3	32	
組立式リヤカー			個																														1	30	
流水タンク用手動 ポンプ			台																														0	5	

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	大宮倉庫				都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立神代高等学校	都立調布特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体											避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計
													染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見復興庁倉庫							特別避難老人ホーム ちやうふの里	特別避難老人ホーム かしわ園	調布市生涯学習センター 至誠ホーム	とさわ公園領 特別避難老人ホーム	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺 特別避難老人ホーム	東郷荘 特別避難老人ホーム	特別避難老人ホーム 仙川くぬぎ園	自立支援教室 調布教室	自立支援教室 調布教室	豊田給食センター 日本郵船株式会社		
	ヘルメット		個	10		10	10	10	10	10			20			5																85	230		
	初動要員用ベスト		着													5																5	150		
	初動要員用安全靴(スニーカータイプ)	26.0cm 27.0cm	足																													0	87		
	LED照明	庫内照明用	個																													0	58		
	バケツ		個														3															3	96		
	土のう袋	10袋/バック	袋										7,500				20															40	340		
	水土のう袋	10袋/バック	袋										11,000																			7,500	7,500		
	簡易テント・簡易ベッド		セット																													11,000	11,000		
	段ボールベッド、パーティション		セット																													0	87		
	カーベットマット【東京都寄託品】	10枚/箱 (一部5枚/箱)	枚									475																				6	6		
	ビニールゴザ【東京都寄託品】	20枚/箱	枚						500																							475	475		
	毛布【東京都寄託品】	10枚/箱	枚																													500	500		
																																40	40		

57 各部車両所要数量一覧表

(本文 398, 675 頁)

部 名	市保有数量						調達車両				所要数量				備考	
	乗 用 車		貨物自動車		軽貨物	特 殊	乗 用 車	貨物自動車		特 殊	乗 用 車	貨物自動車		軽貨物		特 殊
			普通	小型				普通	小型			普通	小型			
行政経営部	軽乗用	1									1					
	普通乗用	3														
	小型乗用	1			3	18				1					乗用車のうち PHV 車 1 台	
	軽乗用	6														
市民部	小型乗用	2			1											
	軽乗用	4														
生活文化スポーツ部	小型乗用	2			1											
	軽乗用	4														
子ども生活部	小型乗用	5		1	1	2										
	軽乗用	1														
福祉健康部	小型乗用	2			2										原付 1 台除く	
	軽乗用	7														
環境部	普通乗用	2	4	14	7	9		1	2	3					下水道課所管 4 台除く 乗用車のうち PHV 車 1 台	
都市整備部	小型乗用	2	1	2	3	3									軽乗用のうち EV 車 1 台	
	軽乗用	7														
教育部	普通乗用	2													原付 1 台除く	
	小型乗用	1		1	4											
	軽乗用	1														
	普通乗用	7	5	18	22	32		1	2	4						
計	小型乗用	15														
	軽乗用	31														

※PHV 車については非常用電源対応可

59 燃料及び消耗品受払簿

(本文 398, 675 頁)

[illegible]

- 注 1 救助事務と本部事務と区分し、使用車両分をまとめて作成する。
- 2 摘要欄は、購入先又は受入れ先及び払出し先（車両）を記入する。車両名は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
- 4 品名ごとに作成する。

60 修繕費支払簿

(本文 398, 675 頁)

年月日	目的	故障 年月日	故障場所	故障車両		故障の 概 要	修繕 年月日	修繕料	備 考
				番号	所有者				

- 注 1 救助事務と本部事務と区分して作成する。
- 2 目的欄は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。

61 車両，舟艇調達請求書

(本文 398, 675 頁)

車両，舟艇調達請求書	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">○ ○ 部</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">総 務 部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">部 長</td> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">部 長</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	○ ○ 部		総 務 部		課 長	部 長	課 長	部 長				
○ ○ 部		総 務 部											
課 長	部 長	課 長	部 長										
年 月 日													
請求者所属職氏名印													
使 用 日 時	月 日 自 時 分 至 時 分												
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用												
引 渡 場 所													
車（舟）種及び数量													
摘 要													

(注) 目的が終了した時は，請求者は総務部（管財班）へ直ちに終了時間等について連絡すること。

62 緊急通行車両等の種類

(本文 398, 675 頁)

- 1 地震予知情報の伝達，気象警報等の発表及び伝達ならびに避難指示等に使用されるもの
- 2 消防，水防その他応急措置に使用されるもの
- 3 被災者の救護，救助その他の保護に使用されるもの
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- 5 施設及び設備の点検，応急復旧に使用されるもの
- 6 清掃，防疫その他保健衛生に使用されるもの
- 7 犯罪の予防，交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの
- 8 緊急輸送の確保に使用されるもの
- 9 震災発生時における食料，医薬品その他物資の確保，清掃，防疫その他保健衛生に関する措置，その他応急措置を実施するため，必要な体制の整備に使用されるもの
- 10 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの
- 11 その他災害発生の防御または拡大の防止ならびに軽減を図るための措置に使用されるもの
- 12 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専門に使用するもの

63 炊出し給与簿

(本文 401 頁)

炊 出 し 給 与 簿

炊出し場名

責任者名

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

注 1 炊出しを実施した直後の責任者ごとに作成する。

2 実施場所欄は、実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。

3 給食内容欄は、献立を記入する。

64 放射性物質等関係施設一覧表

(本文 417 頁)

事業所名	所在地
鹿島建設技術研究所	飛田給 2-29-1
(株)サンコー調布研究所	多摩川 1-4
日本消防検定協会	深大寺東町 4-35
(株)アドバンス生命開発	下石原 1-35
和光堂研究開発部	若葉町 2-2

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

調布市長

罹災証明書(記載例)

世帯主住所	東京都調布市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の 所在地	東京都調布市〇丁目〇番〇号		
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分	床上浸水		

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出, 車1台浸水
---------	----------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

調布市長

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

- ✓ 追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする
- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し込む方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。
- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓ 「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓ 「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓ 「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和2年度における被災者支援の適切な実施について」（令和2年4月23日府政防第867号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和2年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

出典：罹災証明書の様式の統一化について（内閣府，府政防第1747号，令和2年12月4日）

※ 調布消防署長が発行する火災による罹災証明書の様式は、東京消防庁が定める。

67 義捐金品受領書

(本文 463 頁)

係	係 長	課 長	部 長

義 捐 金 品 受 領 書

千	百	十	万	千	百	十	円

品 名	数 量	摘 要

上記のもの確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所
氏 名 様

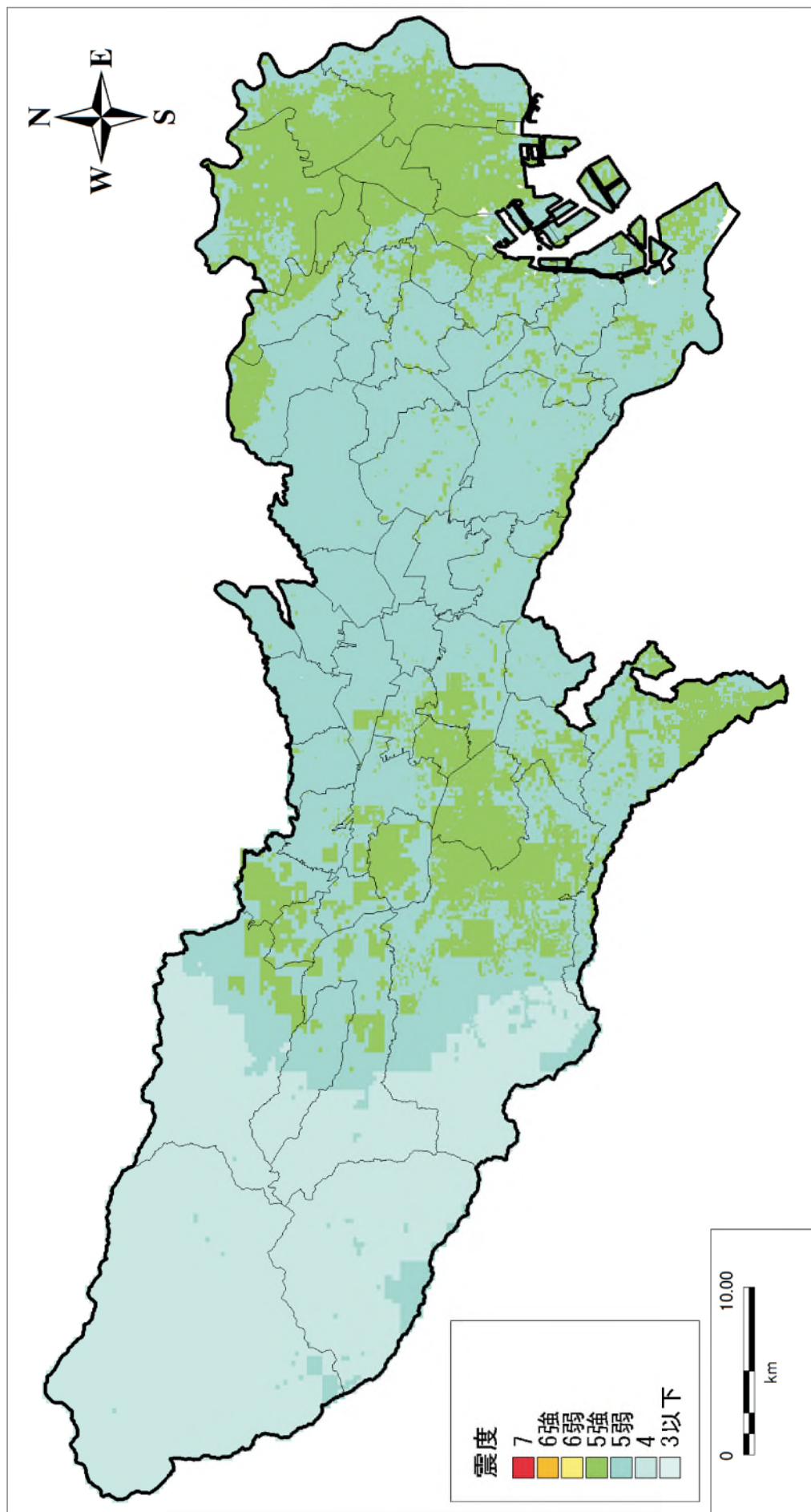
調布市災害対策本部長
調布市長



68 南海トラフ巨大地震の震度分布図

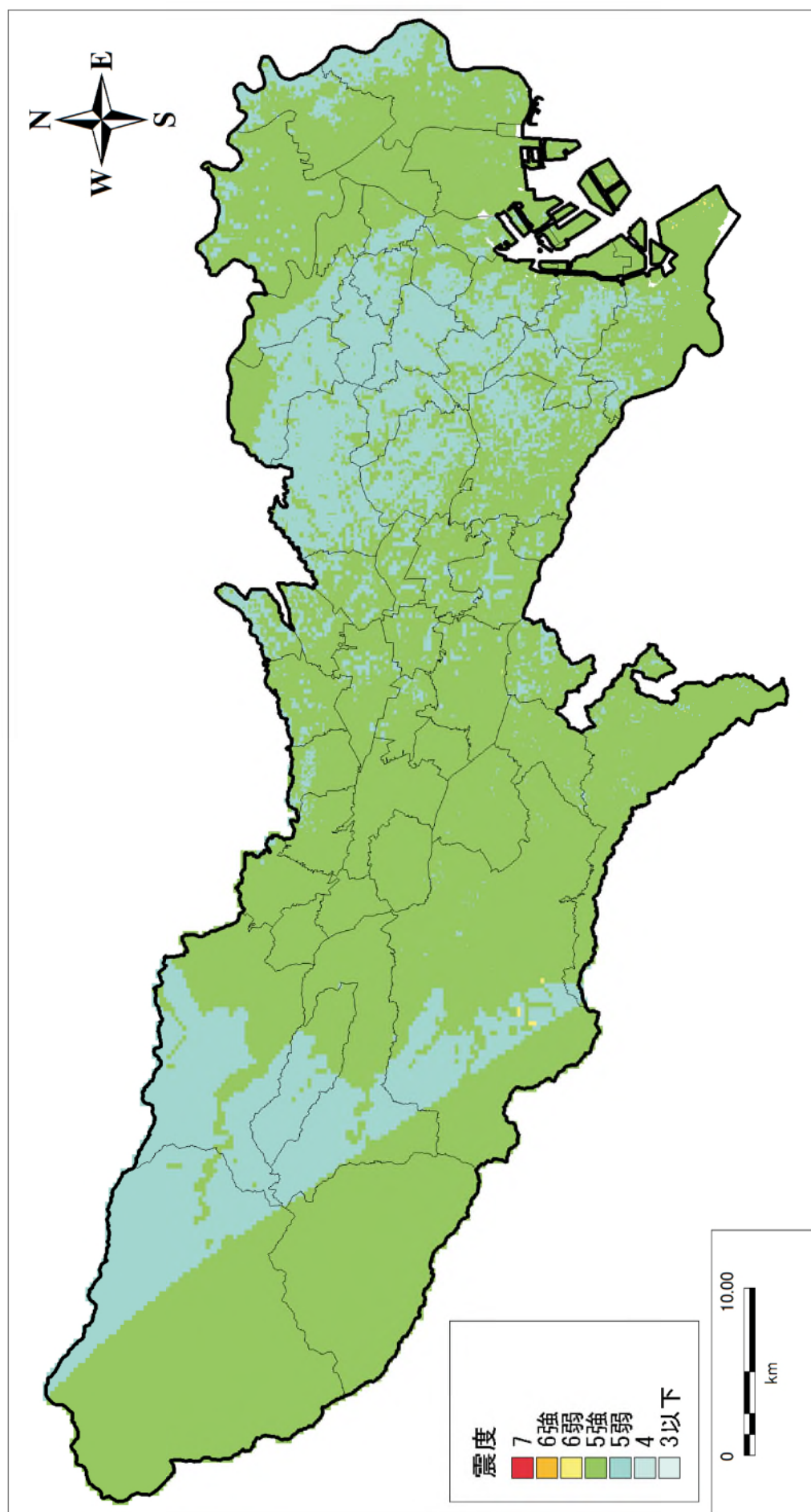
南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース（単独）の地表震度分布図（区部・多摩）

（本文491頁）



（出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表））

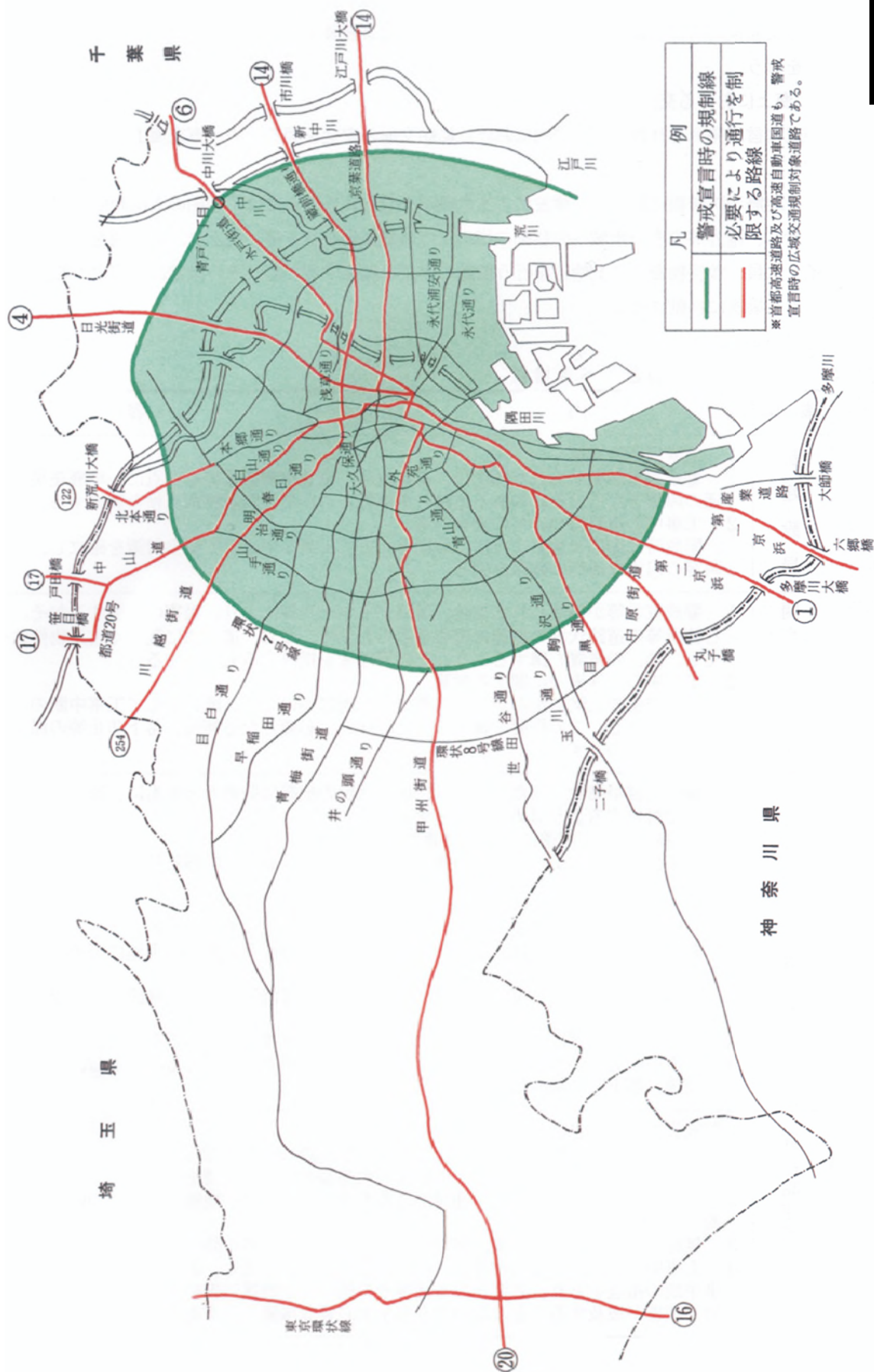
南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース＋経験的手法の地表震度分布図（区部・多摩）



（出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表））

69 警戒宣言時における交通規制図

(本文 513 頁)



第2部 風水害編

70 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

(本文 562 頁)

No.	施設名	住所	電話番号
1	グリーンデイ 飛田給	飛田給 2-13-4 ヴィラ花菱 1 階	042-444-8410
2	飛田給小学校	飛田給 3-29-1	042-487-2815
3	飛田給小学校 ユーフォー	飛田給 3-29-1	042-487-2817
4	特別養護老人ホーム 爽爽荘	飛田給 3-37-1	042-480-3011
5	さわやかサービスセンター	飛田給 3-37-1	042-480-3011
6	発達支援つむぎ 調布ルーム	上石原 1-39-1 Soshite 2 階	042-444-5934
7	SOMPO ケアラヴィーレ調布	上石原 1-8-8	042-485-6541
8	第三小学校	上石原 2-19-13	042-485-1251
9	上石原保育園	上石原 2-8-3	042-484-0234
10	調布寮・第二調布寮	上石原 3-15-11	03-6794-4111
11	風の音	上石原 3-16-6	042-233-2366
12	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原 3-21-3	042-480-8181
13	西部児童館	上石原 3-21-6	042-484-0313
14	第五中学校	上石原 3-27-1	042-484-1311
15	青木病院内 保育室	上石原 3-33-17	042-483-1355
16	老健 グリーングーデン青樹	上石原 3-33-17	042-483-1050
17	青木病院	上石原 3-33-17	042-483-1355
18	宮の下保育園	上石原 3-34-10	042-486-5682
19	地域包括支援センター せいじゅ	上石原 3-54-2	042-483-1358
20	爽々苑	上石原 3-7-8	042-480-8294
21	城山保育園上石原保育園	上石原 3-8-10	042-490-2031
22	リハビリデイサービス nagomi 西調布店	下石原 2-20-2	042-444-4878
23	ATLIFE 調布Ⅱ	下石原 3-39-3	042-430-4004
24	特別養護老人ホーム ちょうふ花園	下石原 3-44-1	042-484-2002
25	デイサービスセンター ちょうふ花園	下石原 3-44-1	042-484-2002
26	老健 フロリアル調布	下石原 3-45-1	042-484-2627
27	マルガリタ幼稚園	下石原 3-55-2	042-482-8056
28	あむハウス調布 2 号館	下石原 3-60-2	03-6304-3090
29	やよい館	下石原 3-62-3	042-486-9129
30	皐月保育園	小島町 2-20-3	042-482-2323
31	富士見台小学校	小島町 3-20-1	042-481-7640
32	旭出調布福祉作業所	小島町 3-26-1	042-485-5885
33	双葉保育園	小島町 3-28-1	042-485-6651
34	ふじみだい学童クラブ	小島町 3-32-10	042-442-8825
35	らぷらんど調布	小島町 3-33-1 清涼館 102・202	042-452-8955
36	みずべの保育園	小島町 3-49-16	042-444-8901
37	くすのきりん	小島町 3-82-8 モンレーブ・ナカ	042-486-9129

No.	施設名	住所	電話番号
38	シルバー人材センター	小島町３－８７－４	042-487-9375
39	通所運動療育障がい児リハビリセンター調布	小島町３－８８－２	042-426-7062
40	デイサービス 調	布田５－４３－１８	042-444-4531
41	調布市こころの健康支援センター	布田５－４６－１	042-490-8166
42	布田老人憩の家	布田５－５０－１	042-481-7666
43	医療法人社団心身会複合介護施設愉快 デイサービスセンターゆらく	布田６－５１－１ １Ｆ	042-442-9151
44	シルバーピア国領	国領町３－８－１	042-481-7150
45	国領高齢者在宅サービスセンター	国領町３－８－１	042-481-7711
46	東京YWCA まきば保育園	国領町７－１１－１	042-483-5208
47	ココファン・ナースリー国領	国領町７－１７－３	042-490-3230
48	トモシアデイサービス国領	国領町７－２７－３ 杉崎ビル１Ｆ	042-480-5037
49	愛の家グループホーム調布国領町	国領町７－５７－１	042-443-7270
50	みゆき保育園	国領町８－１－３５ ６号棟	042-488-8860
51	ときわぎ国領保育園	国領町８－２－６５	03-5438-2115
52	短期入所生活介護 ときわぎ国領	国領町８－２－６５	03-5438-1221
53	老人デイサービスセンター ときわぎ 国領	国領町８－２－６５	050-5540-0862
54	ショートステイかしわ園	国領町８－４－６	042-485-2002
55	サン・ラポール調布	国領町８－９－３	03-3488-5411
56	布田小学校学童クラブ	染地１－１－１００	042-481-7400
57	シルバーピア調布染地	染地１－１－２	042-481-7150
58	ふみ月チャレンジ染地	染地１－１７－１５	042-486-9901
59	布田小学校ユーフォー	染地１－１－８５	042-481-4231
60	布田小学校	染地１－１－８５	042-481-7652
61	杉森小学校ユーフォー	染地２－２５－４	042-485-1381
62	杉森小学校	染地２－２５－４	042-485-1267
63	ぎんのいずみ子ども園	染地２－２７－１	042-480-8696
64	パンプキン	染地２－２７－６	042-444-7325
65	老健 いなほ	染地２－３４－２１	042-443-0502
66	染地児童館	染地２－４１－１２	042-485-3102
67	調布ケアーズ	染地２－８－３	042-452-8005
68	有料老人ホーム 調布ガーデン	染地２－８－３	042-452-8005
69	レオ保育園	調布市染地２－８－３０	042-488-4127
70	染地幼稚園	染地３－１（多摩川住宅ホ号棟）	042-483-9356
71	調布多摩川幼稚園	染地３－１－２９（多摩川住宅ハ号棟）	042-483-4666
72	染地小学校学童クラブ	染地３－１－８１	042-444-1936
73	染地小学校ユーフォー	染地３－１－８１	042-485-1317
74	染地小学校内 ふれあい給食室	染地３－１－８１	042-481-5322
75	染地小学校	染地３－１－８１	042-485-1285

No.	施設名	住所	電話番号
76	就労継続支援B型事業所ファーストステップ	染地3-1-946	042-426-4223
77	第三中学校	染地3-2-7	042-482-0293
78	わかば事業所	染地3-8-26	042-486-3174
79	有料老人ホーム イリーゼ調布	多摩川1-13-1	042-443-0461
80	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2	042-444-3900
81	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川1-15-2	042-442-4733
82	リハビリデイ・すまいるウォーク	多摩川1-33-5 サンプラザ昭和1F-B号室	042-426-8246
83	有料老人ホーム そんぼの家調布多摩川	多摩川3-17-1	042-440-2101
84	サ高住 そんぼの家S調布多摩川	多摩川3-17-2	042-490-5051
85	多摩川小学校学童クラブ	多摩川3-21-1	042-481-7025
86	多摩川小学校ユーフォー	多摩川3-21-1	042-481-9915
87	多摩川小学校	多摩川3-21-1	042-481-7648
88	あむハウス調布1号館	多摩川3-59-5	03-6304-3090
89	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2	042-480-8081
90	京王キッズプラッツ多摩川	多摩川4-39-1	042-490-5550
91	多摩川児童館	多摩川5-1-2	042-481-7680
92	GENKINEXT 調布多摩川	多摩川5-14-1 高井ビル1F	042-444-0752
93	ふみ月チャレンジたま川	多摩川5-24-18	042-446-0633
94	カフェ大好き	多摩川5-7-4 京王多摩川88ビル1F	042-481-3933
95	アーリーバード	多摩川5-7-4 京王多摩川88ビル2F	042-446-2550
96	都立調布南高等学校	多摩川6-2-1	042-483-0765
97	粹交舎3	菊野台1-24-38	042-443-0915
98	粹交舎4	菊野台1-24-4	042-443-0915
99	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18	042-444-1467
100	コミュニティハウスとみざわデイサービスセンター	菊野台1-48-3	042-443-4033
101	地域包括支援センター 至誠しばさき	菊野台1-52-4	042-488-1300
102	アーリーバード柴崎	菊野台1-52-4 三高家ビル2A	042-499-6030
103	レコードブック調布柴崎	菊野台1-54-2	042-444-1500
104	パイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階	042-444-8690
105	木下の保育園 柴崎	菊野台2-44-23 1階	042-480-4495
106	ツクイ調布菊野台	菊野台2-45-4	042-443-6520
107	パイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17	042-488-0533
108	調布市適応指導教室 太陽の子	菊野台3-27-45	042-481-7520
109	グランダ深大寺	佐須町2-30-3	042-490-7021
110	オリンピア保育園	佐須町3-1-5	042-482-4331
111	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2	042-426-7483

No.	施設名	住所	電話番号
112	あいケアデイサービス	佐須町４－３－２	042-443-7018
113	佐須児童館	佐須町４－４２－２	042-481-0348
114	SOMPO ケア 調布柴崎 定期巡回	柴崎１－１５－６ カナメレジデンス３０３	042-443-0616
115	SOMPO ケア 調布柴崎 デイサービス	柴崎１－１５－６ カナメレジデンス１Ｆ	042-442-4773
116	にじいろ保育園柴崎	柴崎１－２－１	042-426-9673
117	シルバーピア柴崎	柴崎１－４６－１	042-481-4150
118	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町１－１０－８	042-444-3041
119	まどか深大寺	深大寺元町１－１２－２	042-440-0071
120	柏野小学校	深大寺南町１－１－１	042-488-2861
121	調和小学校	西つつじヶ丘４－２２－６	042-485-4818
122	つつじがおか幼稚園	西つつじヶ丘４－２３	042-482-1779
123	ブライト保育園調布仙川	仙川町３－１７－６	03-3300-0190
124	という調布ヶ丘ルーム	調布ヶ丘３－１９－１２	042-444-6959
125	GreenApple 調布ヶ丘	調布ヶ丘４－４１－２ マルワビル２Ｆ	042-444-4216
126	第２ポピーの家	ハ雲台２－１１－２４	042-483-7090
127	第七中学校	ハ雲台２－１６－１	042-487-4521
128	富士見町じゃんぷ	富士見町４－３０－２０	042-444-3919
129	れいんぼー	富士見町４－３０－２０	042-499-6777
130	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘２－２５	03-3309-5605

71 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

(本文 562 頁)

No.	施設名	住所	電話番号
1	神代中学校	佐須町 5-26-1	042-482-0171
2	仙川くぬぎ園	入間町 2-28-33	03-5787-7668
3	ウエリスオリーブ成城学園前ケアレジデンス	入間町 2-28-36	03-6811-6465
4	ウエリスオリーブ成城学園前	入間町 2-28-36	03-6811-6465
5	入間町地域密着型認知症デイサービス ぷちぽあん	入間町 3-22-5	03-3483-1681

72 風水害時避難所（風水害時指定避難所及び協定先避難所）一覧

（本文 565 頁）

No.	区分	避難場所	住 所	電話番号	収容人員			床面積(㎡)	災害種別ごとの開設予定避難所					
					一時	長期	感染症 考慮時		体盲館 のみ	校舎を含 めたもの	洪水 (多摩川)	洪水 (野川)	洪水 (仙川)	洪水 (八間川)
1	一次避難所（公 共 施 設）	第一小学校	小島町 1－8－1	042－481－7636	3,488	1,744	417	834	4,276	○				
2		第二小学校	国領町 4－19－1	042－485－1245	3,176	1,588	390	690	2,658	○				
3		第三小学校	上石原 2－19－13	042－485－1251	3,592	1,796	446	648	3,023	○				
4		八雲台小学校	八雲台 1－1－1	042－485－1255	3,848	1,924	478	677	3,239	○	○			
5		富士見台小学校※1	小島町 3－20－1	042－481－7640	3,416	1,708	425	660	2,860	○				
6		滝坂小学校	東つつじヶ丘 1－4－1	03－3308－5515	2,644	1,322	328	667	2,218	○			○	
7		深大寺小学校	深大寺元町 5－16－21	042－485－1265	2,836	1,418	350	695	2,388	○	○			
8		上ノ原小学校	柴崎 2－26－1	042－485－1271	3,956	1,978	493	663	3,333	○			○	
9		石原小学校	富士見町 1－37－1	042－481－7644	3,104	1,552	383	722	2,598	○	○			
10		緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2－16－1	03－3308－6166	2,504	1,252	485	638	2,099	○		○		
11		北ノ台小学校	深大寺北町 2－41－1	042－485－1291	3,844	1,922	304	677	3,242	○			○	
12		国領小学校	国領町 8－1－55	042－488－0551	4,008	2,004	420	1,169	3,343	○	○			
13		調布中学校	富士見町 4－17－1	042－482－0275	5,160	2,580	524	2,033	4,318	○	○			
14		神代中学校	佐須町 5－26－1	042－482－0171	6,392	3,196	775	2,107	5,355	○	○			
15		第六中学校	国領町 3－8－23	042－485－5276	2,324	1,162	264	821	1,947	○	○			
16		第八中学校	仙川町 2－15－2	03－3309－4131	2,540	1,270	300	866	2,116	○		○		
17		文化会館たづくり	小島町 2－33－1	042－441－6111	1,000	500	369	3,916	-	○				
18		グリーンホール	小島町 2－47－1	042－481－7611	1,500	750	742	7,288	-	○				
19		西部地域福祉センター	上石原 2－15－6	042－486－1600	55	55	55	453	-	○※5				○
20		深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2－40－1	042－480－8725	69	69	69	595	-	○※5				○
21		人間地域福祉センター	人間町 1－13－2	03－3309－4996	125	125	125	814	-	○※5				○
収容人数小計					59,581	29,915	8,142	27,633	49,013					
22	(協 定 先)	N T T 中央研修センタ	人間町 1－44		576	-	-	951	-	○			○	
23		桐朋学園	若葉町 1－41－1		1,042	-	-	4,516	-	○			○	
24		武蔵野の森総合スポーツプラザ	西町 290－11		220	-	-	1,800	-	○				
25		東京都バラスポートレーニンングセンター	西町 376－3		25	-	-	185	-	○				
26		電気通信大学	調布ヶ丘 1－5－1		392	-	-	648	-	○				
収容人数小計					2,255	-	-	8,100	-					
合計					61,836	29,915	8,142	35,733	49,013					

No.	区分	避難場所	住 所	電話番号	収容人員			面積 (m ²)	同時開設
					一時	長期	感染症 考慮時		
27		総合福祉センター※2※3	小島町2-47-1	042-481-7613	496	248	67	5,740	○
28		西調布体育館※2	上石原2-4-1	042-481-2400	624	346	95	578	○
29		西部地域福祉センター※2	上石原2-15-6	042-486-1600	55	55	55	453	○
30	福祉避難所	子ども家庭支援センターすこやか※2※4	国領町3-1-38 コスコエア2階	042-481-7733	448	224	61	1,500	○
31		金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4-43-3	042-485-5888	90	90	90	634	
32		調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘3-58-2	042-487-7753	84	84	84	550	
33		緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘2-18-49	03-3326-4861	75	75	75	487	
34		菊野台地域福祉センター	菊野台1-38-1	042-481-5641	69	69	69	567	
35		富士見地域福祉センター	富士見町4-15-6	042-483-9652	62	62	62	499	
36		入間地域福祉センター	入間町1-13-2	03-3309-4996	125	125	125	814	
37		深大寺地域福祉センター	深大寺北町2-40-1	042-480-8725	69	69	69	595	
38		希望の家	富士見町2-16-33	042-481-7700	40	40	40	911	
39		希望の家分場	入間町1-13-2	03-3305-7737	30	30	30	199	
				小計	2,267	1,517	922	13,527	
40		東京都立調布特別支援学校	調布ヶ丘1-1-2	042-487-7221	30	-	-	455	
41	(協定先)	調布福祉事業団(なごみ・そよかぜ・すまいる・まなびや)	西町290-4	042-481-7493	204	-	-	572	
42		ちようふの里	西町290-5	042-441-6650	162	-	-	536	
43		調布ゆうあい福祉公社	国領町3-8-1	042-481-7711	57	-	-	829	
				小計	453	-	-	2,392	
				合計	2,720	1,517	922	15,919	

(注) 状況によっては開設しない場合があります。協定施設は一時収容を想定しています。

- ※1 富士見台小学校は浸水想定区域内のため人数の制限を行う場合があります。
- ※2 一次避難所と同時に開設予定です。その他の福祉避難所については、状況に応じて開設可否を判断します。
- ※3 主に体の不自由な方を受入れる避難所として開設します。
- ※4 主に乳幼児や妊産婦を受入れる避難所として開設します。
- ※5 福祉避難所として開設します。

73 風水害時要配慮者専用の駐車場所及び車両避難場所

風水害時要配慮者専用の駐車場所

避難所	最寄りの駐車場（所在）	台数	備考
調布中学校	調布中学校（富士見町４－１７－１）	90	
北ノ台小学校	神代植物公園ドッグラン隣 （深大寺北町２－２，２－５）	100	
西調布体育館	西調布体育館（上石原２－４－１）	7	
武蔵野の森総合 スポーツプラザ	武蔵野の森総合スポーツプラザ （西町 290－11）	134	有料
東京都パラスポーツ トレーニングセンター	味の素スタジアム本体下駐車場 （西町 376－3）	330	有料
	味の素スタジアム北側駐車場 （西町 290－3）	440	有料

※避難所を開設した場合に駐車場の利用が可能になります。

風水害時の車両自体の避難（駐車）場所一覧

駐車場の名称（所在）	台数	備考
調布基地跡地運動広場（西町 290-3）	200	
神代植物公園第一駐車場（深大寺北町 1-4）	288	有料

※備考欄「有料」は，駐車場の利用時間ごとに料金が発生します。

74 公用負担権限委任証明

(本文 634 頁)

第	号	公用負担権限委任証明	
身 分		氏 名	
上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日		水 防 管 理 者 氏 名 (または消防機関の長)	印

75 公用負擔命令票

(本文 634 頁)

第	号	公 用 負 担 命 令 票		
		住 所 負担者氏名		
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要
水防法第 28 条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。 年 月 日 水 防 管 理 者 （または消防機関の長） 事 務 取 扱 者 印 印				

76 水防活動報告表

(本文 635 頁)

〈 速報版 〉

水 防 活 動 報 告 表

都様式－Ⅰ

水防管理団体・ 建設事務所名			年 月 日 時 現在	
担当部署 連絡先	部	課 係	Tel Fax	報告者
水防活動実施箇所	左 川 岸 地先 右			
地名・住所			区 市 町 村	
活動日時	自 月 日		時 ～ 至 月 日 時	
出勤人員	職員		消防団	
	人		人	
水防活動の概況 および工法	工 法			
	延 長	m		
使用 資 器 材	品名	単位	数量	水位の状況
				水防関係者の 死傷状況
通 信 欄				

注 1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注 2. 水防活動終了後 3 日以内に建設局河川部防災課に F A X で提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注 3. 俵、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

建設局河川部防災課 Tel 03-5320-5431

Fax 03-5388-1534

77 被害報告書

(本文 635 頁)

被害報告表

都様式－2

建設事務所・区 市町村名		第 報		報 告 者		年 月 日 時 現在			
担当部署		連絡先		調査率		%		気象コード	
異常気象名		災害発生年月日		自平成 年 月 日：至平成 年 月 日					
気 象 デ ー タ	市町村名		連続雨量最大：			被災中心地：			
	連続雨量		mm 日 時～ 日 時			mm 日 時～ 日 時			
	最大日雨量		mm 日 時～ 日 時			mm 日 時～ 日 時			
	最大時間雨量		mm 日 時～ 日 時			mm 日 時～ 日 時			
	最大平均風速		m/秒 日 時 分～ 時 分			m/秒 日 時 分～ 時 分			
	その他								
一 般 被 害 等	人 的 被 害				住 家 被 害				
	区 分	人数	市町村名	原 因 (がけ崩れ, 転落 等)	区分	戸数	主な 市町村名	原 因 (破堤, 溢水, 内水 等)	
	死者				全壊				
	行方不明				半壊				
	負傷者				一部損壊				
	避難者				床上浸水				
	避難勧告				床下浸水				
	災害救助法適用市町村名(発令月日)								
工種		都工事		市町村工事		計			
		箇所数	金額(千円)	箇所数	金額 (千円)	箇所数	金 額 (千円)		
河川									
海岸(港湾に係るもの)									
海岸(その他)									
砂防設備									
地すべり防止施設									
急傾斜地崩壊防止施設									
道路									
橋梁									
港湾									
下水道									
公園									
計									
道 路 ・ 橋 梁 を 除 く 主 な 施 設 被 害	区分 河川・海岸名等	被災位置 (市町村字 名)	被災延長 (m)	被害額 (千円)	応急工法の概要 (期 間)	被害状況等 (原因・状況等)			
主 道 路 ・ 橋 梁 施 設	区分 路線名	被災位置 (市町村字名)	被災延長 (m)	被害額 (千円)	応急工法の概要 (期 間)	迂回路の有無	交通規制月日	被害状況等 (原因, 状況, バス路 線, 孤立集落の有無)	
全 面 通行止	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部 通行規制	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所		都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所

文 書 番 号
年 月 日東 京 都 知 事 殿
(建 設 局 長)市町村長 氏 名
(建設事務所)

災 害 報 告 書

年 月 日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり
災害が発生したので報告します。

記

- 1 災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり
- 2 災 害 箇 所 : 別添案内図のとおり
- 3 気 象 資 料 : 別添気象資料のとおり
- 4 災 害 状 況 : 別添状況写真のとおり

連 絡 先
担当部署
T E L

